
平成31年大和町議会3月定例会議会議録

平成31年3月1日（金曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 課 長 補 佐	大 友 徹 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻にはまだ早いのですが、皆様おそろいでございますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野善行君及び11番藤巻博史君を指名します。

日程第2「議案第10号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第10号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第11号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第11号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

おはようございます。

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

きのう、全協でもお話のあったとおり、ある程度理解はしたところでございますけ

れども、この変更によって対象となる職員の数的なものは、ある程度試算をなされているかと思うんですけれども、どのぐらいの人数になるか教えてください。

議長（馬場久雄君）

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐（大友 徹君）

馬場議員様のご質問にお答えいたします。

今回の対象となる職員についてですが、ちょっと今、合計の数は出していなかったんですけれども、基本的には3級以上に該当する職員にはなります。ただ、昨日もご説明いたしましたけれども、3級の中でも、まだ3級の在級年数が1年、2年とか低い職員については、そのまま3級にいく形になるかと思うんですけれども、済みません、ちょっと今、合計の数は出していなかったもので、また後、休憩後にご答弁させていただくことでご了承いただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。馬場良勝君。反対討論。（「賛成」の声あり）賛成討論。はい。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

賛成の立場からでございますけれども、意見を申し添えて、賛成をしたいと思いません。

昨日、全員協議会でもご説明ございました。見直しの目的等も含めて、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

昨日の、見直しの目的にありますとおり、我が町は、ほかの自治体がうらやむほどの着実な発展と安定的な財政基盤を築いております。このことは、町長初め職員のたゆまぬ努力が大きく実を結んだ結果であると考えます。

特に、これからの行政は人口減少や高齢化社会、住民ニーズの多様化や地域の振興発展など大きな課題が山積している中で、持続可能な地域社会の一層の発展が求めら

れていると思います。

このような背景の中で、行政職員の高度な能力と積極的な取り組みが一層強く求められるものと思います。

今回の、町職員の職務の級構成の見直し目的にありますとおり、こうした課題への対応とこれからのまちづくりを支えていくために必要な人材を今後も安定的に確保していくため、大和町職員として、やりがいと使命感を持って働ける給与体系の整備が必要となっているとの考え方は私も同感でありますし、ぜひとも実現しなければならないと思っております。

そこで、さらなる一層な見直しを必要と考えて、以上の意見を言わせていただきたいと思っております。

大企業の立地や全国からの大和町に転入される住民など、複雑・多様化するニーズに対応できる町職員の知識や責任度合いなど、職務執行能力が一層強く望まれております。

本町は、宮城県の中心の仙台市に隣接する仙台都市圏の中にあり、都市化の進展とともに発展してきた市町村や、特に宮城県や仙台市など優秀な人材を求める自治体間では人材確保の競争が激しくなると思われ、新任の職員を初め子育て世代など、魅力ある給与体系が求められていると思っております。

ラスパイレス指数の推移や類似団体の状況、人口規模別分布の状況などを見させていただきますと、本町のラスパイレス指数は余りにも低位置にあり、早急な是正が必要であると考えます。

職員の定年退職時の退職金や、その後の年金支給が大幅に減額されている、給与の支給額が基本となっておりますので、給与が低いと影響が大でございます。

よって、見直しの根拠としている職員の士気や組織力の維持向上を目指すのであれば、ラスパイレスの全国類似団体の平均値97ポイント程度の見直しが適切と考えております。

また、管理職、管理監督職の職務の責任度や困難性を考えての見直しとしておりますが、若い職員の人材確保や組織の活力向上の観点からも、全般的な見直しが必要と考えております。

以上の意見を付託させていただきますが、私はこれで賛成をして、賛成討論とさせていただきますと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第13号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第5、議案第13号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第14号 大和町児童館設置条例及び大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第6、議案第14号 大和町児童館設置条例及び大和町放課後児童クラブ条例の

一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第15号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第15号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第16号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を

改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 8、議案第16号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 1 7 号 大和町土地基金条例を廃止する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 9、議案第17号 大和町土地基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第18号 平成30年度大和町一般会計補正予算」

議長 (馬場久雄君)

日程第10、議案第18号 平成30年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

それでは、私から2点ほどお伺いいたします。

事項別明細書の9ページ、総務費の中の財産管理費の中で、空調システムのお話、昨日ご説明をいただいたわけですけれども、もう部品がないとか、ちょっとその辺、もう一度詳しくご説明いただければと思います。

それからもう一点は、12ページの福祉タクシー助成事業費700万円と、それから扶助費で障害者福祉費の中で200万円の減額ということで、これは見込みより、要は人数が思ったより申し込みの方が少なくてという理解でよろしいのかどうか。その辺をお伺いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

ただいまの空調システムに関するご質問にお答えさせていただきます。

現在の空調システムに関しましては、庁舎建設時に設置されてございまして、その装置に関しましては、メーカーの販売が平成25年12月まで同じ型の機種が製造、販売されてございました。その後、販売終了後につきましては、交換用の補充部品はメーカーから供給されているわけでございますけれども、その期間も平成29年12月で補充部品の供給も終了したという状況になっております。

車のモデルチェンジに例えるのはあれなんですけれども、その旧モデルの部品の保管期間が過ぎてしまったという状況になってございまして、今回システムが起動しなくなったのは、その装置に組み込まれているMCUというコンピューター、その部品の供給ができないという状況でございまして、そういった状況がございましたので、空

調システムとして中央監視装置を稼働させるには、新しい製品に更新するしかないという状況でございます。

そういった形で今回、更新に係る工事の補正をお願いするという状況でございますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

それでは、馬場議員さんの質問にお答えいたします。

老人福祉費と障害福祉費のそれぞれの福祉タクシー助成事業の減額でございますが、当初の予定より申請の見込みが少なかったということでございまして、2月末現在で高齢者のほうは32.74%の申請と、障害者につきましては13%の申請ということで、予定した数字よりも低かったということで今回このような減額をさせていただきます。よろしく願いします。

議 長 （馬場久雄君）

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ご説明ありがとうございました。

空調システムなんですけれども、基本的にはメンテナンスもされていますよね。その中で、管理費を払っているのかどうかとも思うんですけれども、やっぱりこういう庁舎内の大事なものは、ある程度そういうことも想定して、故障とか、そういうことも想定してやっていかなければいけないし、やっぱりなかなか、この間もですか、エアコンがきかなかつた、ヒーターがきかなくてということが議会のときにありましたけれども、そういうことをなかなか、メンテナンスをしているんですから、なければいいんですけれども、機械ですから起きることは当たり前ですが、やはりその辺も含めて長い目で、もちろん庁舎はずっと使いますから、そういうものも含めて今後検討なりさせていただきたいと思うところでございます。

それから、福祉タクシーの件ですけれども、今お伺いして、随分低調だなと実感したんです。施策としては、私は非常にいいものだと思うんですが、課長に聞くのはち

よっと酷かもしれませんけれども、何が原因でこのぐらいの低調な。PR不足なのか何なのか。その辺、分析は早いかもしれませんが、どうお考えなのか。お考えだけお伺いしたいなと思います。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

ただいまの馬場議員の保守関係につきまして、お答えさせていただきます。

当然、中央監視装置についての保守は委託しておりまして、点検をしていただいております。ただ、議員もおっしゃいましたように、保守点検をしたからといって、機械のことですので、壊れないという保証はあるものではございませんで、今後も保守は努めてまいりますけれども、今回の故障、起動しなくなったという事態は、本当にタイミングが悪かったといえますか、モデル末期の装置をつけてしまって、それが22年に完成して、25年にもう製造が終了してしまった。そのとき、新しいシステムであれば、まだまだそれは修繕することは可能だったかと思っておりますけれども、タイミングの悪さ、そういったものも重なっております。

議員ご指摘のとおり、当然保守は今後も続けてまいりますし、新しいモデルになれば、ある程度の期間は使えるのではないかなとも考えておりますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

福祉タクシーの件でございますが、周知につきましては、昨年の10月、事業のスタートということで、その以前には広報及びチラシ等で周知はして、さらに、うちの事業で、高齢者の事業に行った際にチラシを新たに配ったり、そういった形で周知は努めたんですが、なかなかこういう数字が上がらなかったという実態でございます。

実際に、高齢者の方、免許を持っている方もいらっしゃるということもあって、あと福祉タクシーについては、デマンドタクシーと町民バスでは無料ということもあっ

て、その辺も含めまして、いろいろ理由はあるのかなと思います。

アンケート等を、その辺は実施はしておりませんが、窓口で聞いた際は、そういった声も若干聞かれたということで、今後、新たな31年度に向けましては、ちょっとやり方ですね、そういった形で研究したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

6 番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

では、私からも。馬場議員のちょっと関連ではあるんですが、772万円の返金と、あと福祉のほうで216万円ということでしたが、三十何%と、障害者のほうでは十何%という申し込み率だったそうなんです、ちょっと1点お聞きしたいことは、申し込みをしたんだけど、使われた部分と、使われなかった部分とあるかと思うんですが、その辺のところを数字的なもので把握しているのであればお聞きしたいなと思ったんだけど。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

門間議員さんの質問にお答えします。

先ほどは、申請率はお答えいたしました、現在その執行率、助成券は幾ら使ったかという数字、ちょっと手元にございませませんが、後ほど説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ぜひその辺のところも、申し込んだのだけれども、使われ方が、必要なかったのかどうなのか。申し込みはしたけれども必要なかったのかというような、その辺のところの使用頻度みたいなものをある程度把握しておくべきだと思いますので、よろしく

お願いしたいですし、初年度なものですから、この程度なのかなと思いますが、長く続けていくことが大事だと思いますので、先ほどの課長の答弁にもありましたように、今後とも続けてやっていただきたいなと思います。

その意気込みをお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

門間議員さんの再質問にお答えいたします。

今回、申請が少ない段階で、区長さんのほうにもお願いしまして、代理申請ができますよという形でもご周知は、後ほどご説明を申し上げたんですが、その結果、代理人申請の方も多くなって、若干の数字は上がったのかなと把握はしております。

今後そういったことも含めまして、代理申請もできますよと。それと、区長さんにも区長会議の際とか、その辺で機会を設けまして、PRを図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑。9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

おはようございます。

馬場良勝議員に関連する話でありますけれども、事項別明細書の9ページの、暖房の中央監視システムの件に関して、ちょっと確認をしたいと思います。

基本的に保守期間という意味では、大分その供給責任というものが短いような印象が、何か法律上等を考えると、何となくその違和感があるわけですが、今後入れられる設備に関してなんですが、保険であるとか、またはその割り増しで延長保証をしてもらうだとか、何らか考えなければならぬのではないのかなという気がいたしますが、そもそも当初、入れられた機器の保証期間なりというものはいかがなものであったのかという部分も、まずお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

浅野議員のご質問にお答えいたします。

今回、暖房システムが、中央監視装置が故障をいたしまして、メーカー等からも来ていただきまして、いろいろ協議をしたんですけども、モデルが確かに古くて、販売終了後の部品の供給期間も確かに4年程度でございまして、短いということではあるんですけども、このモデル自体がもう発売しましたのが大分前だということで、メーカーとしては、一般に装置の耐用年数と言われる15年を過ぎているところには更新を推進していたということがございます。

その推奨したというのは、これはそのメーカーの説明でございまして、装置に組み込まれているコンピューター、MCUにつきましてはマイクロソフトのOSがインストールされているということでございます。Windows 2000というようなOSでということでございまして、そのPCへのインストール期間というものが超過しているんで、その交換用のMCUを製造できないという状況にあるということでございまして、その交換用MCUの供給が平成29年12月に終了せざるを得ない状況であったという説明をいただいております。

したがって、通常の補修部品の供給期間よりは短くなったという状況でございまして、現状、修繕をしようにも、その交換MCUの供給がない状況では修繕が困難だという状況でございます。

よって、システムを新しいものに更新していかざるを得ない状況だということでございまして、どうぞ、その辺のところはご理解いただければと思います。

以上です。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番（浅野俊彦君）

OSに絡む話があることは多少なり理解する部分もありますが、基本的に機器の供給責任ということで考えれば、販売終了、生産開始からではなくて、通常のものであれば、販売終了から何年間というサポートをすることが通常であろうという思いがしておりますけれども、そういう意味で、今回更新を予定される1,080万円。結果的

には、そのメーカーも同一メーカーになるのではないのかなという話から想定をまずするところからすると、何らかその特化的な形で供給もある意味望めるのではないのかなという思いがありますが、その辺の交渉なり、一般競争でやられるのか、その辺、メーカー、なかなかほかに振れないのではいのかという思いがある部分が1つと、あと、先ほどお答えがなかった、サポート延長保証みたいな、そういった形がないのかという部分も一つ気になるところでありまして、我々個人的にも、何か家電品を買う場合にも、メーカー保証の期間に加えて割り増しを支払って、販売店の保証を有料で3年つけるもの、5年つけられるもの、いろいろございますし、さらにはメーカー保証を、保証料を支払って10年に延ばすとか、さまざま多分皆さん、懐からお金を出されるとなれば、ランニングコストで更新が来ないようにというような、いろんな措置をされるのではないのかなという思いがあります。

そういう意味で、今後導入される新しい中央監視装置の保証であるとか、という部分をどういうお考えで業者と交渉されていく予定で、予算措置をされているのかという部分を再度確認したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

その保証の関係でございますけれども、一般に言われるメーカーの保証というものはあるかとは思いますが、果たして業務用のものに、そういった一般家庭のような延長保証があるのか、そういった実態までは確認はしてございませんでした。

今回のような事態もございますので、そういった延長のような保証があるのか、そういったものも確認した上で更新に当たっていきいたいなどは考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

機械的なものはやっぱり寿命はあるもので、壊れるものではもちろんありますが、

特に産業用であれば最低でも10年、期待寿命で15年というものが一般的な考え方ではないのかなという思いがある中、1,000万円を超える多額の投資になるわけでもありますので、保証料等も、保証、メンテという部分も考慮していただきながら、契約を進めていただきたいと思いますことと、繰り返し、先ほどご回答がなかったんですが、メーカーとしては他社のものも入れられるシステムになるのか、そうではないのかという部分を確認しながら、保証内容等をぜひ詰めていただけることを期待するところでありまして、いま一度ご答弁をお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

大変、答弁を漏らしまして申しわけございませんでした。

更新に当たりましての考え方でございますけれども、中央監視装置に連動して、それぞれの機器に監視するための装置とかも取り付けられておりまして、違うメーカーのものが取り付けられるかどうかまでは検討はしてございませんでした。したがって、同一会社のものに更新せざるを得ないのかなとは考えてございます。

ただ、メーカーでは当然、製品は供給するわけでございますけれども、メーカーから直接買うという形ではなくて、エンジニアリング会社を通じてというような形になってくるかと思っておりますので、そのところは入札にしていくべきなのか、もしかすると随意にせざるを得ないのか、その辺は検討の上、発注をしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。（「保証の部分も確認を」の声あり）
なお、その保証につきましては確認の上、仕様も考えてまいりたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第19号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第19号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第20号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第20号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議
題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

事項別明細書の43ページの中で、歳入の3款2項、保険者機能強化推進交付金という中で、新たに自立支援、重度化防止ということで285万7,000円ですか、歳入があるんですが、もうちょっと詳しくご説明いただければと思うんですが。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

それでは、馬場議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

説明のほうで、介護保険の中で、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取り組みを新たに創設されたという形でご説明申し上げましたが、内容としましては、自立支援や重度化防止に関する事業実績に応じて交付されるものではなく、これにつきましては現在、市町村で取り組んでおります、それぞれの業務等を点数化、評価していただきまして、それに応じて交付されるものでございます。

評価の項目数は60前後ということでございます。例えば、評価の一例といたしましては、65歳の人口を把握しているかということとか、あと目標を2025年度という形で将来推計があるんでございますが、それで要介護者、要支援者、65歳以上の人口とか、そういったものを把握していますかということでございます。これにつきましては、第7期の介護保険事業で計画しておりますので、そちらのほうで点数をいただいているという状況もあります。

そのほかに、地域包括支援センターが、3職種というんですかね、介護支援専門員、社会福祉士、保健師を、それを3職種というものがあるんですが、そちらの職員をちゃんと配置しておるかなどの、そういった評価項目がございまして、それに応じて点数をいただきまして、交付されるものでございます。

国全体で200億円という形で持ってまして、それを各町村、あと都道府県でその成績に応じて配分されるというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第21号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第21号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。12番平渡高志君。

12番（平渡高志君）

先月、この土地売買の金が宮床財産区に4億1,000万円か、入ることになっておりますが、私も平成21年から10年間ぐらいをちょっと見てみましたが、財産区のお金はある程度この地区の公共のためにということで、学校建設または児童館等々、今まで公民館とか使ってきたんですけども、この10年間で、宮床中学校体育館、平成24年に2,000万円を繰り出しているだけでございます。

今度積み立てれば8億4,000万円ぐらい今、基金として積まれるわけですね。やはりこの使い方ですね。やはり、今、児童館建設にしろ、中学校改築、校庭を拡張に対しても全然、宮床財産区からは金は一銭も入っていないんですね。

やはりこの見直しをしないと、お金、この8億4,000万円も持っていてですよ、それで地区内の公共物には一切使わないというのなら、私はおかしいと思うんです。ここ10年で2,000万円しか中学校の体育館に入れておりませんから。

町長、その点もう少し、やっぱりこの財産区の使い方を検討するべきと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

財産区の基金の運用といいますか、ということだと思っておりますが、これは宮床財産区に限らず、3財産区があるわけがございますけれども、その財産区の運営につきましては、その財産を守ってもらうということ、あるいは地域の振興、発展に寄与してもらうという大きな目的がございます。

そういった中で、それぞれの財産区の状況に応じての応援、これは金銭的なことばかりではなくて、いろんな応援体制があろうと思っております。金銭的な形での応援ということにつきましては、それぞれ財産区の管理会もございます。町としても、そういった形のご協力をお願いする部分についてはお願いしてまいりたいと思っております。

これをこうやってくれ、やってくれという、町のほうでやるということもあると思っておりますけれども、地域の振興、発展ということでもありますので、その財産区の考え方もあります。そういったことにつきまして、ご協力をお願いできる部分につきましては、町としてもこれまでもやってきているところでございますが、これからもお願いをしながら、その地域の振興、発展のための寄与といいますか、ご協力をお願いしたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

12番平渡高志君。

12 番 (平渡高志君)

そうですね。先人の方々は、この財産区を残したことは、立ち木を、立木を育てて、それを大きく、50年後のために、やはり地区の公共、またはそういう地域のためにとということで多分植林をしたと思うんですが、昨今、木でなく土地のほう売れてしまって、こういう金額が大きくなったとは思いますが、

やはり宮床地区は、吉田地区もそうですねけれども、歴史のある保存会等々もありますし、やっぱりそれも1,200万少々は町の一般から出ているわけですね。やはりこういうお金があるのであれば、自分たちの地区を守るのであれば、自分たちの財産、そういうものはある程度自分たちで保存することも、私は基金があるうちは、するべ

きではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
どういった活用をするかということにつきまして、おっしゃった保存ということもありましようし、地区に一定の施設をつくる場合に応援するとか、そういった方法、いろいろあると思っております。その方法といいますか、活用の一つとしては、そういったことも考えられるとは思いますが。（「以上です」の声あり）

議 長 （馬場久雄君）
ほかに質疑はございませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第21号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第22号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）
日程第14、議案第22号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第23号 平成30年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第23号 平成30年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第24号 平成30年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第24号 平成30年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題としま

す。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第25号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補
正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第25号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題
とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第26号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予

算」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第26号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第27号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第27号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第28号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第28号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第29号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第21、議案第29号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は11時からといたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時01分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの4番馬場良勝君の質疑に対し、答弁があります。総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 （大友 徹君）

それでは、先ほど、議案第12号の質疑の際にご質問を保留させていただきました内容につきまして、ご答弁させていただきます。

今回の給与改正の切りかえの対象とする職員の人数は79名になります。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですね。（「はい」の声あり）以上で答弁を終わります。

日程第22「議案第30号 平成31年度大和町一般会計予算」

日程第23「議案第31号 平成31年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第24「議案第32号 平成31年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第25「議案第33号 平成31年度大和町宮床地区財産区特別会計予算」

日程第26「議案第34号 平成31年度大和町吉田地区財産区定特別会計
予算」

日程第27「議案第35号 平成31年度大和町落合地区財産区特別会計予
算」

日程第28「議案第36号 平成31年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第29「議案第37号 平成31年度大和町後期高齢者医療特別会計予
算」

日程第30「議案第38号 平成31年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第31「議案第39号 平成31年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

日程第32「議案第40号 平成31年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計予算」

日程第33「議案第41号 平成31年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第22、議案第30号 平成31年度大和町一般会計予算から、日程第33、議案第41
号 平成31年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、平成31年度各種会計予算及び予算に関する説明書、この一番厚い資料で
ございます。お願いいたします。説明書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第30号 平成31年度大和町一般会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算でございます、総額を歳入歳出それぞれ
111億1,000万円と定めるものでございます。

款項の区分、金額は、第1表に記載してございます。

第2条につきましては、債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、
限度額を記載いたしてございます。

第3条につきましては、一時借入金でございまして、最高額は3億円と定めるもの
でございます。

第4条は、歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じ
られているところでございますが、人件費に限りましては、同一款内で項間の流用を

お認めいただくという規定でございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。平成31年度に複数年度の契約等を行うことができます事項を定めるものでございます。

1つ目は、基幹システム用大型プリンター更新賃貸借でございます。期間は32年度から36年度まで、限度額644万5,000円でございます。

2つ目は、住基ネット機器更新賃貸借でございます。期間は32年度から36年度まで、限度額758万4,000円であります。

3つ目は、選挙用サーバー機器更新賃貸借でございます。期間は32年度から36年度まで、限度額112万5,000円でございます。

4つ目は、L G W A N接続系仮想化基盤更新賃貸借でございます。期間は32年度から36年度まで、限度額1億8,406万2,000円でございます。

5つ目は、メール端末更新賃貸借でございます。期間は32年度から36年度まで、限度額749万7,000円でございます。

6つ目、滞納管理システム借り上げであります。期間は32年度から35年度まで、限度額1,934万円でございます。

7つ目、平成33年度の固定資産税土地の評価がえにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定であります。期間は31年度から32年度まで、限度額659万8,000円でございます。

8つ目、確定申告支援システム更新業務でございます。期間は32年度から35年度まで、限度額は1,242万円でございます。

9つ目でございます。健康管理システム機器更新賃貸借でございます。期間は32年度から36年度まで、限度額799万円でございます。

10番目でございます。健康管理システム利用料で、期間は32年度から36年度まで、限度額は520万円でございます。

最後は、平成31年度大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。期間は平成32年度から41年度まで、限度額は479万円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに、1款町税でございます。町税につきましては、当初予算編成段階での年間見込み額について計上をいたしてございます。

1項町税1目個人につきましては、客体数、所得額の増加を見込み、約9,000万円の増加を、2目法人につきましては、平成30年度の収納実績見込み、企業業績の状況

などを勘案し、約7億2,100万円の増加を見込んでいるものでございます。

2項1目固定資産税につきましては、復興特区法の課税減免、家屋新築軽減への減少などから、約1億4,100万円の増加を見込んでございます。

11ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、公共団体が所有しております行政執行に用いない部分につきましては、固定資産税の税率と同じ割合で交付があるものでございまして、対象資産ごとに説明欄に記載をいたしてございます。

3項1目軽自動車税は、新規登録の税率変更分や台数の伸びを考慮しまして、550万円の増加を見込んでおります。

2目環境性能割は、税制改正により、自動車取得税にかわり創設されましたもので、100万円を見込んでございます。

4項1目町たばこ税につきましては、加熱式たばこの普及から紙巻きたばこが減少しておりますが、ほぼ前年度並の額を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

5項1目入湯税につきましては、前年度同額の計上であります。

6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%で、2億4,300万円余りの計上といたしております。

なお、この都市計画税と入湯税におきましては目的税でございますので、用途につきまして若干ご説明をさせていただきます、別冊資料の議案30号関係の用意をお願いしたいと思います。表紙に四角い升が書いてある資料でございます。

1ページをお願いいたします。

平成31年度の都市計画税につきましては2億4,334万6,000円の計上でございますが、31年度実施5事業にそれぞれ充当を予定しております。5事業につきましては、記載をいたしております道路修繕事業、道路新設改良事業、公園整備事業、下水道事業特別会計繰出金、公債費のうちの都市計画事業分というようになってございます。それぞれの金額、5事業分で3億4,588万8,000円ございまして、全体的な充当割合は70.4%というような形で対応をいたすものでございます。

続きまして、入湯税は28万円の予算計上でございます。入湯税の充当事業につきましては、町観光物産協会への補助金600万円に充当を見込むものでございます。事業費に対します充当割合は4.7%になってございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引き上げ分の地方消費税交

付金につきましては、社会保障政策に要する経費に充てるものとされてございます。本町では、県の試算により示されました地方消費税交付金社会保障財源化分2億2,320万円につきまして、項目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の社会保障財源化分の交付金としてあらわしてございます。

社会福祉といたしまして、民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生につきましては、衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当しておるものでございます。

これらの当初予算額に対しましての充当割合は5.5%となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらは、地方交付税の推移につきまして10年分の推移をあらわしているものでございます。

F欄の普通交付税でございますが、平成28年度から急激に減少をいたしまして、平成30年度には不交付になっておる状況でございます。

I欄をごらんください。臨時財政対策債につきましては、平成29年度から借り入れを行ってございません。29年度につきましては、算定はされましたが、財源の状況を見て、借り入れは行わない状況でございました。30年度は、そもそも算定がされない状況でございます。

4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、地方債の償還計画表と年次別の推移をグラフ化しておるものでございます。グラフをごらんいただきたいと思います。庁舎建設で借り入れが多くなりました平成21年度を除きまして、償還元金以下の借り入れとしたことから、残高が年々減少しております。平成29年度以降は発行額自体が少なくなりましたことから、減少の割合が大きくなっております。33年度以降の推計につきましては、法人町民税の税率が下がる影響などを考慮して、発行額2億円という仮定で推計をしてございます。

5ページをお願いいたします。

続きましては、普通会計に属する基金の調書となっております。平成30年度末現在高の見込み額をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、最終の専決までを見込んでのものでございます。合計欄をごらんいただきますと、合計で53億1,000万円ほど見込んでおります。

前のページの、町債の30年度末現在高見込みをごらんいただきますと、その額を上回るような状況でございます。

6 ページにお進みをお願いします。

こちらは普通会計以外の基金の調書でございます。ごらんいただきたいと思います。

7 ページにつきましては、平成31年度の一般会計の目的、款別、節別の集計の資料を添付してございます。あわせて参照をいただきたいと思います。

このほかの資料といたしまして、担当課調書といたしまして、歳入、歳出の科目ごとの担当課を記載した資料、それともう一つ、表に取り扱い注意と記載がございますが、平成31年度予算に関する説明書のうち、委託料の内訳、2つの資料をあわせて提出させていただいております。こちらは特別委員会審査の際にご活用いただければと存じます。

それでは、申しわけございませんが、再度、事項別明細書の12ページにお戻りいただきたいと思います。

2 款地方譲与税から、13ページにかけましての交付金関係でございますけれども、国の総体的な予算編成の見込み、あるいは30年度の実績見込み、県の試算等に基づきまして計上いたしてございます。このうち、9 款環境性能割交付金につきましては、消費税増税にあわせまして自動車取得税が廃止され、新たに創設されるものでございます。自動車取得税同様、市町村に交付されることとなっております。

この新しい款を設けたことによりまして、款の数字が1つずつ繰り下がっております。

続きまして、14ページの11款1 項地方特例交付金につきましては、国の制度改正等により地方負担の増加や減収が生じた場合に交付されるものでございます。平成30年度実績見込みにより計上いたしております。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は計上いたしませんで、特別交付税は、前年度と同額を、震災復興特別交付税は、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除及び黒川地域行政事務組合のマテリアルリサイクル施設整備に係る国庫補助事業の地方負担分を計上しております。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、30年度の実績見込みから計上いたしてございます。

14款1 項1 目民生費分担金及び2 目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでございます。

2 項負担金1 目民生費負担金1 節老人福祉費負担金の老人措置費につきましては、特養施設等への措置分、2 節児童福祉費負担金につきましては、もみじヶ丘保育所、認可保育園4 園の保育所運営費、放課後児童クラブ延長利用料として保護者負担分を

計上してございます。

15款1項使用料につきましては、1目総務使用料から、15ページの6目教育使用料まで、町の施設につきまして条例規定によります使用料を見込んでございます。

2項手数料につきましては、1目総務手数料から、16ページの4目土木手数料まで、各種手数料の収入見込み額を計上してございます。

16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1節保険基盤安定負担金につきましては、国保会計に繰り出しとして支出するものでございます。

2節障害者援護費負担金につきましては、障害者自立支援給付費について見込んでおります。3節児童手当負担金につきましては、法定割合を見込むものでございます。4節児童福祉費負担金につきましては、認可保育園の運営費国庫負担分及び未熟児養育医療費負担金でございます。5節老人福祉費負担金につきましては、介護保険会計へ繰り出しを行うものでございます。

16款2項国庫補助金につきましては、おのこの事業展開によります補助金を計上してございます。

1目総務費国庫補助金につきましては、1節個人番号カード交付事業補助金は、個人番号カード交付事業に対します総務省所管補助金を見込むものでございます。2節地域公共交通確保維持改善事業補助金は、町民バスが幹線的路線を補完することに対します補助金を見込むものでございます。

2目1節障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業及び障害者程度区分認定等事業費に対します補助金でございます。

17ページをお願いいたします。

2節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援事業として、一時預かり事業、延長保育事業などに対します補助金を計上してございます。

3目1節保健衛生費補助金は、がん検診受診率向上を図るため実施する事業費補助金を計上しております。

4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金は、高田中央橋、仮称下草橋の橋梁架設、橋梁点検事業等に係る交付金を計上しております。2節住宅費補助金は、公営住宅等ストック総合改善事業に係る交付金を計上してございます。

5目消防費国庫補助金は、災害対策に係る3事業に対する補助金を計上いたしております。

6目教育費国庫補助金は、私立幼稚園就園奨励費補助金、要保護・準要保護の児童生徒援助費、被災者支援事業に対します補助金等でございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、昨年と同額を計上してございます。

次の、農林水産業費国庫補助金につきましては、廃目となるものでございます。

16款3項委託金でございます。

1目総務費委託金、2目民生費委託金とも、国からの事務委託事業に要するものとして計上をいたしてございます。

18ページでございます。

17款県支出金1項県負担金でございます。

1目総務費負担金は、移住支援事業に係る負担金でございます。

2目民生費負担金の1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金につきましては、国と同様の内容ございまして、負担割合が異なるものでございます。

2項県補助金につきましては、制度的なもの、あるいは予算補助という形での計上をいたしてございます。

1目総務費県補助金は、消費者行政推進に要します補助金でございます。

2目民生費県補助金につきましては、1節社会福祉費補助金が老人クラブ助成費ほか2項目への補助金でございます。2節障害福祉費補助金につきましては、地域支援事業に要します補助金、3節児童福祉費補助金につきましては、子供関係の医療費などに対します補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は、健康増進事業等の保健事業に対します補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金は、農業委員会交付金、農業経営基盤強化資金利子補給費、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払推進交付金事業など、農政推進に要します補助金でございます。

5目消防費県補助金は、住宅・建築物耐火耐震改修事業等に対します補助金でございます。

6目市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金ございまして、本年度につきましては10事業に対する補助金を見込んでございます。

7目みやぎ環境交付金につきましては、学校体育館照明器具LED化工事に対します交付金でございます。

17款3項委託金につきましては、20ページにかけまして、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上をいたしたものでございます。

1目1節総務管理費委託金につきましては、権限移譲事務交付金等を見込んでおり

ます。2節徴税費委託金につきましては、県民税取扱費を計上いたしてございます。
3節住民基本台帳委託金は、人口動態調査に係る委託金でございます。4節統計調査費委託金は、指定統計調査に係る事務の委託金でございます。5節選挙費委託金は、国県の選挙を執行に係る委託金でございます。

2目1節河川費委託金は、樋管操作管理に対します委託金を見込んでおります。

3目1節学校教育費委託金は、スクールソーシャルワーカー活用事業等に対する委託金でございます。2節文化財保護費委託金は、文化財保護に対する委託金でございます。

18款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入につきましては、雇用促進住宅駐車場等の町有財産の貸し付け収入を計上いたしてございます。

2目利子及び配当金につきましては、説明欄記載の基金利子の計上でございます。

21ページをお願いいたします。

18款2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入につきましては、科目設定の計上となっております。

19款寄附金につきましても、1目から3目はそれぞれの費目での科目設定となっております。

4目ふるさと寄附金につきましては、30年度の実績から増額計上をいたしてございます。

20款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、3財産区からの事務費及び事業費繰入金並びに国保特別会計からの健康診査に係る繰入金を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

2項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金は財源調整として6億4,722万円を繰り入れるものでございます。

2目防衛施設周辺調整交付金基金から5目ふるさと創生基金繰入金は、それぞれ31年度事業執行のために繰入金を計上いたすものでございます。

21款繰越金につきましては、昨年度同様に、当初の想定額といたしまして3,000万円を計上するものでございます。

22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料につきましては、科目設定でございます。

2項町預金利子は、歳計及び歳計外現金の利子収入を計上しております。

3項貸付金元利収入につきましては、1目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災に係る災害援護資金償還金を計上するものでございます。

2目商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金の預託金を計上して

ございます。

23ページをお願いいたします。

4項受託事業収入につきましては、1目農業費受託事業収入は、農地中間管理機構より管理業務に対します受託収入でございます。

2目教育費受託事業収入は、県スポーツ振興財団からの自転車競技場管理受託事業収入でございます。

5項の雑入につきましては、主なものを申し上げます。

1目2節給食費納付金につきましては1億3,053万8,000円を計上といたしております。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の5%の割合で計上をいたしてございます。

3目の雑入につきましては、金額の大きなものといたしまして、小鶴沢処理場関連事業経費といたしまして、県の環境事業公社から3,515万円のほか、光ファイバーケーブル貸付料380万9,000円、保育所給食費280万8,000円などを見込んでございます。

最後に、町債は借入れを行いませんので、廃款となるものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐（大友 徹君）

それでは、25ページからの歳出についてご説明いたします。

1款1項1目議会費でございます。議会費につきましては、議会運営に要します費用を計上しているものでございます。

1節報酬につきましては、議員17名の報酬でございます。2節給料につきましては、議会事務局職員3名分の給料になります。3節職員手当等につきましては、職員の扶養手当ほか諸手当と議員17名の期末手当でございます。4節共済費につきましては、職員と議員皆様の共済組合負担金と計上しておりますものでございます。

以下、各款科目の2節から4節までの一般職、特別職の人件費関係につきましては内容が同様となりますことから、恐れ入りますが内容を省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、8節報償費につきましては、小中学校児童生徒の議会だより寄稿の際の謝礼

を計上しているものでございます。9節旅費につきましては、会議、研修会等出席の際の費用弁償及び各常任委員会研修会等の旅費を計上しているものでございます。10節交際費につきましては、議長交際費で前年同額を計上しているものでございます。11節需用費につきましては、事務消耗品、議会だより発行の印刷経費等でございます。12節役務費につきましては、会議通知等の郵便切手代に計上しているものでございます。13節委託料につきましては、会議録作成の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、常任委員会視察研修時の車借上料、高速道路通行料ほかタブレット端末の使用料を計上しているものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

19節は、全国市議会議長会基地協議会、町村議会議長会ほか4協議会等への負担金及び交付金といたしまして政務活動費を計上しているものでございます。

次に、2款総務費に入りまして、1項総務管理費1目一般管理費でございます。一般管理費につきましては、一般管理費のほか、人事管理、職員厚生、公用車自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区、総合教育会議に要する経費を計上しているものでございます。

1節報酬でございます。区長62名、町産業医1名、特別職給料等審議会委員10名の報酬を計上しているものでございます。

賃金関係は割愛させていただきまして、27ページをお願いいたします。

7節賃金でございます。総合案内業務に従事する臨時職員、育児休業等の代替に対します臨時職員の賃金を計上しているものでございます。8節報償費につきましては、町顧問弁護士料、職員研修講師に対する謝礼、退任区長に係ります記念品、花束等の贈呈に要する経費でございます。9節旅費につきましては、区長、特別職給料等審議会、総合教育会議の費用弁償、及び町長、副町長の出張用務、職員研修、区長会研修の際の旅費でございます。10節交際費につきましては、町長交際費で前年度同額を計上しているものでございます。11節需用費につきましては、事務消耗品、コピー代、新聞購読料、図書購入代、公用車の燃料代、区長会お茶代、人事管理帳簿類の印刷経費を計上しているものでございます。12節役務費につきましては、携帯電話通話料、ボランティア保険料、衛生管理者申請手数料、自賠責保険料、さらには病気休暇に対応するための主治医の情報提供をお願いする際の経費を見込んでいるものでございます。13節委託料につきましては、職員の各種健康健診業務、区長配達業務、公平委員会事務委託費、職員研修の講師派遣に要する委託費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、官

報を情報検索する際のサービス利用料を計上しているものでございます。

28ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合管理運営費の2,570万5,000円のほか、宮黒町村会、県地方税滞納整理機構、市町村職員研修所等への負担金及び区長会への補助金でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、権限移譲事務交付金、経由処理交付金の平成29年度分実績確定によります県への返還金を計上しているものでございます。27節公課費につきましては、町長車の車検時に要する自動車重量税でございます。

次に、2目文書広報費のご説明を申し上げます。2目文書広報費につきましては、広報広聴、文書管理、情報公開等に要する経費を計上するものでございます。

1節報酬は、情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ5名に対します報酬でございます。3節、この目におきます職員手当につきましては、ふるさとCMの制作に携わる職員のCM作成の際の時間外勤務手当を計上しているものでございます。8節報償費につきましては、広報編集委員会の外部講師に対する謝礼、宮城大学学生から広報記事を作成していただいた際の謝礼、広報モニターに対する記念品等の経費でございます。9節旅費につきましては、情報公開審査会等を開催する際の委員の費用弁償及び広報担当職員のセミナー参加の旅費でございます。11節需用費につきましては、コピー代ほか一般事務消耗品、広報たいわの印刷製本費、さらには町制施行65年を記念いたしました町勢要覧作成経費、さらに例規集加除データ更新費、町民懇談会の際のお茶代、新たに設置を計画しておりますPR施設の電気料金等を計上いたしておるものでございます。12節役務費につきましては、一般文書郵便物の後納配達料金、通話料金、PR施設の完成検査工事手数料、建物災害共済掛金等でございます。

29ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、PR施設建設に係ります施工管理業務の委託費でございます。14節使用料及び賃借料は、印刷機、ファクシミリ及び例規システムの借上料、ホームサービスの利用料を計上しているものでございます。15節工事請負費は、PR施設の建設工事費に要する経費でございます。19節負担金補助及び交付金は、日本広報協会への負担金を計上しているものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

8節報償費につきましては、入札監視委員会委員5名、2回の会議開催予定で計上してございます。11節需用費につきましては、図書代、コピー代等の消耗品、会議時のお茶代として食糧費を、予算書及び決算時の成果書の印刷製本費を計上してございます。13節委託料につきましては、統一的な基準に係る財務書類整備支援業務、システム保守業務の委託料を計上してございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会全国森林環境税創設促進連盟への負担金でございます。25節積立金につきましては、地方自治法241条の規定によります所管基金への利子の積み立てを計上しております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

続きまして、4目会計管理費でございます。会計管理費につきましては、会計一般管理に要する経費を計上してございます。

11節需用費につきましては、消耗品費といたしまして、コピー料金、参考図書代、伝票用紙等の購入に要する費用でございます。印刷製本費といたしましては、決算書、請求書等の印刷に要する費用でございます。12節役務費につきましては、通信運搬費といたしまして電話料金、手数料につきましては、公金取扱手数料、送金の際に利用をいたしますセブンメイトサービス手数料及び残高証明発行手数料、公共料金口座引き落とし手数料を計上いたしてございます。13節委託料につきましては、会計課及び杜の丘出張所で収納をいたしました公金、納付割賦等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務の経費を計上してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

続きまして、5目財産管理費でございます。事業内訳に記載してございます施設の管理や公用車の管理に要する経費を計上してございます。

7節賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でございます。11節需用費につきましては、公用車並びに施設管理の消耗品、燃料費につきましては、各課で共用しております公用車14台分の燃料費、光熱水費は、庁舎等3施設の電気料並びに上下水道料の計上でございます。修繕料につきましては、各施設や庁舎の小破修繕料、公用車の整備料等を計上いたしております。12節役務費の通信運搬費につきましては、役場庁舎等各施設の電話料、手数料につきましては、タイヤ交換手数料ほかを計上いたしております。火災保険料につきましては、各施設及び庁舎の火災保険料、自動車損害保険料につきましては、共用の公用車の自賠責保険、自動車保険、保険料につきましては、施設の賠償責任保険料となっております。13節委託料につきましては、地域に依頼しております児童館跡地の管理業務、施設や町有地の除草業務、庁舎敷地内の除草、芝生管理等についての経費、各施設や庁舎の管理業務等を計上いたしてございます。使用料及び賃借料につきましては、土地使用料は、N T T施設の借上料分について計上してございます。機械借上料は、A E Dの借上料、車借上料につきましては、公用自動車のリース代、テレビ聴視料につきましては、庁舎や各施設にございます20台分の聴視料、駐車場使用料につきましては、吉岡コミュニティセンターの駐車場でございます。15節工事請負費につきましては、南部コミセン庁舎への監視カメラ設置工事費を計上しております。18節備品購入費につきましては、庁舎管理用備品及び公用車1台の購入費を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、講習の受講料、防火管理協議会への負担金でございます。27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税で、車検3台分、購入1台分の計上を行っております。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、防衛施設周辺整備対策、町民バス・デマンドタクシーの運行事業、移住定住促進事業、そして31年度から所管いたしますふるさと寄附金事業に要する経費を計上いたしているところでございます。

初めに、1節報酬につきましては、総合計画審議会委員10人分の報酬でございます。3回の会議を予定しております。3節職員手当等につきましては、米軍実弾射撃移転訓練業務等によります時間外勤務手当でございます。8節報償費につきましては、指定管理者選考に係る外部委員への報償金、講師謝礼、地域公共交通会議委員への謝金及びふるさと寄附金額3,000万円の3割の900万円を返礼分として計上いたしております。9節旅費につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償及び地方創生に係ります先進地視察、移住・定住フェア参加等への職員の旅費並びに住民協働によります地域振興の関係の視察に地域の方20名ほどの参加を予定しておりますので、その参加者の旅費を計上いたしております。11節需用費につきましては、事務消耗品のほか、町民バス3台分のタイヤ代、実弾射撃移転訓練時の公用車燃料代、各種会議の際のお茶代、町民バスの車検整備等及びテレビ共同受信施設の修繕料でございます。12節役務費につきましては、町民バス自動車車検申請手数料及び自賠責保険料、テレビ共同受信施設の火災保険料、ふるさと寄附金に係りますポータルサイトの広告料並びにクレジットカード決済の手数料でございます。13節委託料につきましては、光ファイバー網の保守業務、町民バス・デマンドタクシーの運行業務のほか、新たに行います2,500分の1の都市計画原図の作成並びにふるさと寄附金に係ります返礼品の調達、発送、関係書類の発行、郵送等に係りますふるさと納税運營業務を委託する経費を計上しておるものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバー網の電柱供架に係ります電柱使用料、町民バスの運転の際に緊急時の代車借上料、住民協働によります地域振興視察の際のバス借上料に係るものでございます。15節工事請負費につきましては、テレビ共同受信施設の供架線の移設工事を計上いたしております。18節備品購入費につきましては、30年度から行っております町民バスの停留所の標識12基の購入に要するものでございます。19節につきましては、負担金といたしまして、仙台都市圏広域行政推進協議会ほか10団体への負担金のほか、移住・定住フェアへの出展料でございます。補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、総務課から移管となります鶴巣地域振興協議会への活動補助及び高等学校通学費の助成、子育て世帯移住・定住応援事業、三世帯同居応援事業の補

助金、そして一番下にあります、新規に国の地方創生推進の事業といたしまして、移住支援事業を実施いたすこととなります。この事業は、首都圏から地方へのU・I・Jターンによります起業・就業者を6年間で6万人を目標として、地方に就職、移住した方に最大100万円の支援を行うものでありまして、財源は、国、県によります4分の3が補助されるものでございます。大和町では年間3人、300万円を見込むものでございます。続きまして、25節積立金につきましては、ふるさと寄附金3,000万円から、その寄附金に係る費用を差し引いた1,430万円と利子を含め、ふるさと応援基金へ、そして防衛施設周辺調整交付金基金の利子を積み立てするものでございます。27節公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 (大友 徹君)

続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算費につきましては、電算機器及び各種システム、ホームページの管理運営に要する経費でございます。

11節需用費につきましては、電算関係の用紙類、プリンタートナー、データカートリッジ等の消耗品に要する費用及び不測の機器修理に対応するための修繕料でございます。12節役務費につきましては、インターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁舎と出先機関との専用回線の回線使用料でございます。13節委託料につきましては、ソフトウェアのライセンス更新料、新元号対応のための業務委託費、電算業務処理に伴うハードウェアの保守、各種電算システムの運用に伴いますソフトウェアの保守、さらには町ホームページ、自治体情報システム強靱化対策システムの運用保守に要する経費でございます。

33ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなどの情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の機器類の借上料及び利用料でございます。また、Windows 7のサポート終了、さらにはリース期間の満了に伴い、Windows 10への機器システムを移行する職員用端末についての借り上げ費用も計上しているものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県高度情報化推進協議会負担金及び市町村電子申請システム、セ

キュリティクラウドの共同利用に係る負担金、特定個人情報関連事務委託交付金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

8目出張所費につきましては、杜の丘出張所の管理事務費を計上したものでございます。

9節につきましては、職員が庁舎との文書のやりとりをやるための旅費でございます。11節需用費は、コピー、事務用品代でございます。13節委託料は、レジスターの点検料でございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、交通安全指導員28名分の報酬であります。9節旅費につきましては、交通安全指導員の出動手当でありまして、実績見合いで延べ1,000回を計上しております。11節需用費につきましては、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員の装備品用品代、新入生用の黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入に要する経費でございまして、及び交通安全広報車2台分の車検に伴う修繕料でございます。12節役務費につきましては、交通安全指導員にかかわる交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などでございます。18節備品購入費につきましては、貸し出し用チャイルドシートの購入代でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金でございます。34ページ、27節公課費につきましては、交通安全広報車2台分の自動車重量税でございます。

続きまして、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防

災無線放送用機器の管理運営に要する経費でございます。

11節需用費につきましては、防災無線子局及び再送信局の電気料及び修理代でございます。12節役務費につきましては、黒川消防本部との専用回線の使用料でございます。13節委託料につきましては、車載無線機移設委託、防災無線放送設備及びJ-アラート機器の年間保守点検委託料でございます。14節使用料及び賃借料でございますが、吉田地区にあります長者館山再送信局管理用通路の土地借上料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、電波利用料になります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの、6番門間浩宇君の質疑に対しまして、答弁があります。保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

それでは、午前中の門間議員さんの質問に回答できなかった部分につきまして、回答させていただきます。タクシー事業の執行率ということでございます。

まず、高齢者タクシーのほうなんです、1月末現在ということで配付数が6,630枚と。執行が1,987枚、金額で言いますと93万3,500円ということです。利用率につきましては28.16%でございます。

続きまして、障害者福祉タクシーでございます。配付数が383枚、執行額が70枚で3万5,000円でございます。これにつきましては18.28%でございます。

よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

以上で答弁を終わります。

引き続き一般質問予算の説明を行います。

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐（大友 徹君）

それでは、午前中に引き続きまして、予算に関する説明書の34ページをお願いいたします。

2款1項11目女性行政推進事業費でございます。女性行政推進事業費につきましては、男女共同参画推進プランに基づく事業の推進に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会委員の10名の報酬でございます。なお、現計画の第3次男女共同参画推進プランにつきましては、計画期間が31年度で終了するため、31年度において新たな第4次プランを作成する予定としているものでございます。8節報償費につきましては、男女共同参画研修会を開催する際の講師謝礼でございます。9節旅費につきましては、審議会開催時の委員の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、事務用消耗品、会議におけるお茶代、新たな男女共同参画推進プランを策定する際の印刷製本費でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。消費者行政推進事業につきましては、消費生活相談員を配置いたしまして、相談窓口の開設、消費生活講座など啓発に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、消費生活相談員1名の賃金でございます。8節報償費につきましては、消費生活講座の講師謝礼でございます。11節需用費につきましては、消費生活に関します啓発用品の購入、リーフレット作成などの経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県市町村消費生活相談員連絡協議会に対します負担金でございます。

次に、13目諸費でございます。諸費につきましては、総務課所管分の予算についてご説明申し上げます。総務課所管分といたしましては、人権相談、行政相談、町功労者の表彰事業、防犯対策及び結婚支援事業に要する経費を計上しているものでございます。なお、結婚相談所の開設につきまして、平成31年度からは黒川地域4市町村とJA、商工会で構成いたします黒川地区後継者対策推進協議会を主体といたしまして実施していくこととしているものでございます。

それでは、35ページをお開きいただきます。

1節報酬につきましては、表彰審査委員会委員6名に対します報酬でございます。

8節報償費につきましては、結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じまして成婚に至りましたカップルに対するお祝いの贈呈費用、人権作文コンクールの参加賞、町功労者、感謝の言葉受賞者に対する記念品等を計上しているものでございます。

9節旅費につきましては、表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、人権啓発用品、社会を明るくする運動の啓発用品、表彰式、婚活イベントでの消耗品、人権・社会を明るくする運動のパンフレット印刷経費、さらには町内8カ所に設置しております防犯カメラの電気料金を計上しているものでございます。

12節役務費につきましては、表彰式の案内、婚活イベントの開催案内に要しますはがき代、さらには全国町村会総合賠償保障保険の保険料でございます。

13節委託料につきましては、既存の設置しております防犯カメラの保守点検業務の委託費、さらには婚活イベント企画運営事業の委託費でございます。

婚活イベントにつきましては、来年度におきましても2回実施を計画しておりまして、その中で参加者に対します事前セミナーなども行う予定としているものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、婚活イベント参加者の送迎時に用いますバス借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、町内の通学路に計画いたします防犯カメラ4基の設置工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県山岳遭難防止対策協議会大和支部から、このページの一番下にあります宮城青年婚活サポートセンターまで9団体に対します負担金でございます。さらに、36ページになります。補助金としてあります団体の一番下にあります町防犯関係協会への補助金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、同じく13目の諸費でございます。このうち、財産区地域振興費が財政課所管となっております。

35ページの14節をごらんいただきたいと思っております。

使用料及び賃借料のうちの土地借上料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上料でございます。

36ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の補助金のうち、一番上の七ツ森観光協会から、ずっと下に行きまして、下から3つ目の落合児童館母親クラブまでが、宮床、吉田、落合の各財産区会計からの繰り入れを受けまして、地域振興補助金として交付を予定するものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

町民課分につきましては、自衛官募集事務費6万2,000円でございます。

35ページの9節旅費につきましては、1万3,000円が事務担当者会議の旅費でございます。11節需用費は、1万円の消耗品代です。12節役務費の9,000円は、自衛官募集事務の通信運搬費でございます。36ページ、19節の補助金、下から2番目なんですけれども、自衛隊家族会への補助金でございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

同じく、13目諸費の防犯対策費でございます。都市建設課所管分につきましては、防犯灯の維持管理及び設置に係る費用となります。

35ページになります。

11節需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯数2,487灯分の電気料並びに防犯灯修繕に要する費用であり、電気料970万2,000円、修繕料55万円を、15節工事請負費につきましては、電柱添架20灯の新設に要する費用122万5,000円を計上いたしましたところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

続きまして、2款2項徴税費でございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び税務一般に要する費用を計上しております。

1節報酬及び9節旅費につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。11節需用費は、事務用品のほか参考図書追録代、コピー代、税務証明書用紙等の印刷費用でございます。

37ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金でございますが、負担金といたしまして、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産管理システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売共同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地、家屋の評価事務及び徴収事務等に要する費用を計上しております。

4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払報告書等の整理、申告相談関係の事務補助員及び収納業務に係ります事務嘱託員の社会保険料及び賃金でございます。8節報償費は、賞賜金といたしまして、納税推進ポスター募集に係ります記念品代、報奨金につきましては、納税貯蓄組合71組合に対する完納報奨金でございます。9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会の研修会時に要する職員旅費でございます。11節需用費は、事務用品代のほか、住民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書及び徴収事務に係ります督促・催告状の印刷代、公用車の燃料代、納税表彰式の際のお茶代、車検整備代に要する費用でございます。12節役務費につきましては、還付通知用のはがき代、口座振替、コンビニ及びクレジット収納等に要します手数料、軽自動車の賦課資料情報提供に係ります手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料及び公用車の自動車損害保険料に要する費用でございます。13節委託料につきましては、本年10月から開始されます地方税共通納税システムへの対応業務、軽自動車税の納税通知書発送業務、国税連携システム更新業務、土地評価標準地下落修正業務、評価がえに向けた固定資産評価支援業務、標準宅地不動産鑑定評価業務、滞納管理システム保守に要する業務委託を計上しております。14節使用料及び賃借料でございます。確定申告支援システム、固定資産・土地家屋評価システム、滞納管理システムに係り

ます機械借上料、地方税電子申告システムのサービス利用料及び徴収業務に要します
有料道路、駐車場の使用料に要する費用でございます。19節負担金補助及び交付金に
つきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。23節償還金利子及び割
引料につきましては、法人を含みます住民税、固定資産税等の税額の修正等によりま
す過年度分の還付金及び還付加算金に要する費用でございます。27節公課費についま
しては、公用車の車検整備時に係ります自動車重量税でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、町民生活課窓口での各種諸証明
書、手続及びコンビニ交付に要する経費でございます。

9節旅費は、コンビニ交付のために地方公共団体情報システム機構、J-LISと
申しますが、その調整のために3名の職員が2回打ち合わせに行く旅費でございます。
11節需用費は、プリンタートナー代、コピー代、各種証明書、申請書等の印刷代でご
ざいます。12節役務費につきましては、電話料、ファクス回線使用料、コンビニ交付
手数料などがございます。13節委託料は、コンビニ交付のシステム構築、戸籍総合シ
ステム保守、レジスター管理費及びマイナンバーカード裏面プリンターの保守料でご
ざいます。14節使用料は、戸籍総合システム、マイナンバーカードのプリンター借上
料でございます。19節負担金補助及び交付金は、県戸籍住基事務協議会とコンビニ交
付のためのJ-LISへの負担金。39ページをお願いいたします。個人番号カード関
連事務の委託に係る交付金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 (大友 徹君)

続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員4名の報酬、費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、参考図書等の購入代、選挙管理委員会封筒の印刷費用で
ございます。13節委託料につきましては、投票管理システムの保守業務、予定されて
おります新元号に対応するためのシステム改修等の委託費でございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。

8節報償費は、選挙啓発ポスターコンクールの参加者に対します記念品代でござい
ます。9節旅費につきましては、明るい選挙推進大会等に参加する委員に対します費
用弁償でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、それら研修会に参加す
る際の駐車場使用料になります。

次に、3目参議院議員選挙執行費でございます。ことし7月28日に任期満了となり
ます参議院議員選挙の選挙事務に要する経費を計上いたすものでございます。

1節報酬につきましては、選挙管理委員、投開票立会人等に対します報酬でござい
ます。3節職員手当につきましては、選挙事務に従事します職員の時間外勤務手当で
ございます。7節賃金につきましては、選挙事務補助員の賃金及び選挙公報配布に要
します作業員の賃金でございます。8節報償費につきましては、選挙立候補者のポス
ター掲示板を私有地に設置する際、敷地の借用に対します謝礼でございます。9節旅
費につきましては、投開票立ち会いに対します費用弁償でございます。11節需用費に
つきましては、選挙事務に要します消耗品代、投開票従事者の夕食代、投票所入場券
の印刷に要します経費でございます。12節役務費につきましては、投票入場券の発送
郵便料、投票用紙計数機の点検手数料等でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置・撤去業務、さらには期日前投
票システムの保守、投票用紙分類機の保守業務に対します委託費でございます。14節
使用料及び賃借料につきましては、投票会場の借上料、投票箱を開票会場まで送致す
る際のタクシー借上料等でございます。18節備品購入費につきましては、投票用紙分
類機の読み取り枚数をふやすために増設ユニットを購入する備品購入費用でござい
ます。

次に、4目県議会議員選挙執行費でございます。11月12日に任期満了となります県
議会議員選挙の選挙事務に要する経費を計上するものでございます。

1節報酬につきましては、選挙管理委員、投票開票立会人の報酬でございます。3
節職員手当につきましては、選挙事務従事者の時間外勤務手当でございます。7節賃
金につきましては、選挙事務補助員の賃金、選挙公報配布に要します作業員の賃金で
ございます。8節報償費につきましては、ポスター掲示板を私有地に設置する際の借

地に対します謝礼でございます。9節旅費につきましては、投開票立会人の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、選挙事務に要します消耗品代、投開票従事者の夕食代、投票所入場券の印刷に要します経費でございます。12節役務費につきましては、投票所入場券の発送に要します郵便料、投票用紙計数機点検の手数料等でございます。13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置・撤去業務、期日前投票の保守業務、投票用紙分類の保守業務に要します委託経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、投票会場の借上料、投票箱を送致する際のタクシー借上料でございます。

次に、5目町長選挙執行費でございます。10月8日に任期満了となります町長選挙事務に要します経費を計上するものでございます。

初めに、1節報酬につきましては、選挙管理委員、投票開票立会人等の報酬でございます。3節職員手当につきましては、投開票従事者の時間外勤務手当でございます。7節賃金につきましては、選挙事務補助員の賃金、選挙公報配布に要します作業員の賃金でございます。8節報償費につきましては、ポスター掲示板を私有地に設置する際の借地に対する謝礼でございます。9節旅費につきましては、投開票立会人の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、選挙事務に要します消耗品代、投開票従事者の夕食代、投票入場券、さらには町選挙となりますことから、投票用紙、選挙公報の印刷経費を計上しているものでございます。

引き続き、41ページをごらんいただくようお願いいたします。

12節役務費につきましては、投票所入場券の発送に要します郵便料、投票用紙計数機点検手数料、さらには選挙運動用のはがき代でございます。13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置・撤去業務、期日前投票の保守業務、投票用紙分類機の保守業務に要する委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、投票会場の借上料、投票箱送致用のタクシー借上料でございます。

次に、6目町議会議員選挙執行費でございます。来年3月31日に任期満了となります議会議員選挙の選挙事務に要する経費を計上するものでございます。

1節報酬につきましては、選挙管理委員、投開票立会人等の報酬でございます。3節職員手当につきましては、投開票事務従事者の時間外勤務手当でございます。7節賃金につきましては、選挙事務補助員の賃金、選挙公報配布に要します作業員の賃金でございます。8節報償費につきましては、ポスター掲示板を私有地に設置する際の借地の謝礼でございます。9節旅費につきましては、投開票立会人の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、選挙事務に要する消耗品代、投開票従事者の夕

食代、投票入場券、投票用紙、選挙公報等の印刷経費でございます。12節役務費につきましては、投票入場券の発送に要します郵便料、投票用紙計数機の検査手数料、選挙運動用のはがき代でございます。13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置・撤去業務、期日前投票のシステム保守、投票用紙分類機の保守業務等に要します委託経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、投票会場の借上料、開票所までの投票箱を送致する際のタクシー借上料等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。平成31年度に実施されます統計調査につきましては、6月1日を基準として毎年行われます工業統計調査のほか、5年ごとに行われます調査が3つございます。10月1日基準日の2020年国勢調査の調査区設定、2021年2月1日基準日の農林業センサスが実施され、さらに2021年に調査を行います経済センサスの実施準備に要します経費を計上いたしているものでございます。

初めに、1節報酬及び9節旅費につきましては、工業統計調査調査員5人、農林業センサス調査員、指導員が55人、経済センサスに調査員が14人に係ります報酬及び費用弁償でございます。

42ページをお願いします。

3節職員手当等につきましては、各統計調査に係ります職員の時間外勤務手当でございます。11節需用費につきましては、統計調査に要します事務消耗品、会議の際のお茶代等でございます。12節役務費は、調査員の事務連絡等郵送料及び電話料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐（大友 徹君）

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員2名、職員1名によります年間の監査に要する経費を計上するものでございます。なお、監査につきましては、例月出納検査、随時監査、定期監査、決算審査、財政援助団体等の監査を予定しており、それらの年間経費を計上しているものでございます。

1節報酬につきましては、監査委員2名の報酬でございます。9節旅費につきましては、監査委員の費用弁償、町外視察研修等に対します旅費でございます。11節需用費につきましては、一般事務用品代、参考図書購入代、研修テキスト、監査時のお茶代等でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城黒川地方町村監査委員協議会の負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターの運営補助、日赤宮城県支部事業及び民生委員・児童委員協議会への助成、さらには生活保護の事務費、セラピー広場管理業務、国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等の業務経費でございます。

43ページをお願いいたします。

1節報酬につきましては、民生委員推薦委員会委員7名の報酬でございます。7節賃金につきましては、日赤大和町分区事務補助員及び生活保護相談員に要します賃金でございます。8節報償費につきましては、民生委員推薦準備委員会委員の謝礼、地域福祉計画策定委員会委員14名の報償金及び研修会講師謝礼に要します費用でございます。9節旅費につきましては、民生委員推薦会に係る費用弁償及び地域福祉計画策定に係る講師の旅費でございます。11節需用費につきましては、事務用品に係る消耗品のほか、公用車の燃料費及び車検整備代、各種会議開催時のお茶代並びに封筒、図袋の印刷製本に要するものでございます。12節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に係る公告、死体検案書等の手数料、公用車の車検手数料、損害保険料等でございます。13節委託料につきましては、行旅死亡人に係る火葬業務及びセラピー広場管理業務等に係る委託料でございます。19節負担金補助及び交付金に

つきましては、大和町社会福祉協議会、ボランティアセンター、民生委員協議会、町遺族会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、火災等の災害一時扶助及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。

44ページをお願いいたします。

25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への積立金利子でございます。27節公課費につきましては、公用車の重量税、28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法定内ルールでの一般会計からの繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、老人保護措置費、生き生きサロン事業、さらには老人クラブ支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事業並びに高齢者福祉タクシー助成事業に要する費用でございます。

4節共済費につきましては、事務補助員の社会保険料、7節賃金につきましては、高齢者福祉タクシー助成事業に要します事務補助員の賃金、8節報償費につきましては、敬老会アトラクション出演謝礼に係る報償金及び敬老者への記念品にかかわります賞賜金に要します費用でございます。11節需用費の主なものといたしましては、事務用品のほか、敬老者への食糧費、敬老会名簿の印刷代、さらには敬老会のお手伝いをいただきますボランティアの皆様への食糧費及びタクシー助成券の印刷等に要します費用でございます。12節役務費につきましては、敬老会の案内に係ります通信運搬費及び介護給付費審査支払手数料、タクシー助成事業に要します郵送料でございます。13節委託料につきましては、高齢者の生活支援事業といたしまして、寝具洗濯・乾燥・消毒サービス及び生活援助事業等に要します費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会の賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会の負担金でございます。補助金といたしましては、地域福祉活性化事業としてのとなりぐみ生き生きサロンへの補助金、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、さらには社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置としての介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業費、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、80歳以上の敬老者の皆様へ敬老祝金及び満100歳を迎えられます方への特別敬老祝金、要介護3以上の対象者への介護用品購入費助成費用、偕楽園及び仙台長生園等の入所者に係ります老人保護措置費に要する費用及び福祉タクシー利用助成費でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への必要経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

3目国民年金費は、国からの委託事務であり、国民年金事務に要する費用でございます。

45ページをお開きください。

11節需用費は、関係法令の追録代、消耗品でございます。12節役務費は、郵便料金通信費、インターネット使用料などでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害、障害児への自立支援や地域生活支援事業及び障害者交通費助成事業の生活支援に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、来庁した聴覚障害者への窓口手続の手話通訳者、巡回相談業務としての心理相談員及び障害者交通費助成事業に係ります事務補助員の賃金でございます。8節報償費につきましては、身体障害者・知的障害者相談員への謝金、障害者福祉計画推進協議会委員、障害者支援区分認定調査員等への報償金でございます。9節旅費につきましては、認定調査員の費用弁償でございます。11節需用費は、事務消耗品のほか、ガイドブック及びヘルプカード、タクシー利用券等の印刷製本に要します費用でございます。

46ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、郵送料のほかシステム回線の通信料、主治医意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費等の請求審査支払手数料及び成年後見制度利用支援事業に係ります支払い手数料等でございます。13節委託料につきましては、障害福祉サービスシステム保守業務、法改正に伴いますシステム改修業務、障害者相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等、黒川4カ町村で委託をし

ます緊急時支援体制整備事業、地域活動支援センター運営に要します委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査時に要します有料道路通行料及び駐車場使用料、障害福祉サービスシステム機器の借上料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして、黒川地域行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては、町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営補助、自動車運転免許取得等自発的活動支援事業、2団体への助成でございます。20節扶助費につきましては、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成や日常生活用具、更生医療補装具、難聴児補聴器に要する費用及び居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、放課後デイサービス等の障害福祉サービス費並びに福祉タクシー助成に要する費用でございます。27節公課費につきましては、自動車重量税でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、センターの維持管理に要します燃料費及び電気料、上下水道料等の光熱水費、設備機器の小破修繕費でございます。12節役務費につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料でございます。

47ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、センターの総合案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検等に要します業務委託並びに除草作業の施設管理等に要します委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、業務用食器洗浄機の借上料及びテレビ聴視料でございます。15節工事請負費につきましては、施設内出入り口ドア交換、自動ドア装置の取りかえ、デイサービスセンター脱衣所の床張りかえ工事等に要します費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金は、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費と医療給付費の負担

金でございます。28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療費助成、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園就園奨励・教育振興費、児童支援センター事業に要します経費でございます。

1節報酬は、子ども・子育て会議委員に対します報酬でございます。第2期子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、委員より意見をいただくため5回の会議開催を見込んでいるものでございます。

48ページをお願いいたします。

7節賃金は、あんしん子育て医療事務補助員及び心身障害者医療事務補助員、子育て支援課業務事務補助員、生活相談員に係ります賃金でございます。報償費は、虐待防止研修会講師謝金、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼及びことばの教室講師謝金でございます。ことばの教室の開催日数につきましては週1回から週2回とし、指導対象児童は12名を予定しているものでございます。9節旅費は、虐待防止対策地域連絡協議会の委員の旅費、また子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。11節需用費は、図書購入代、コピー代等の消耗品、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本費、さらに5カ所の児童遊園の管理に要します光熱水費及び小破修繕でございます。12節役務費は、郵便料金等の通信運搬費、手数料は、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。13節委託料は、児童支援センター運營業務、あんしん子育て医療費給付及び未熟児養育医療給付の審査及び支払い業務、児童遊園の遊具点検業務及び除草作業業務、第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定業務、幼児教育無償化に対応するためのシステム改修業務、児童支援センターエアコン及びタイルカーペットのクリーニング業務に要します経費でございます。14節使用料及び賃借料は、私立幼稚園就園奨励費補助金システム機器リース代、児童福祉担当者の研修

会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園利用児童に対します幼児教育無償化の給付負担金、補助金は子育て支援サークルへの補助金でございます。

49ページをお願いいたします。

さらに、私立幼稚園就園奨励費としまして、幼稚園教育振興費として、町内にあります幼稚園への補助及び私立幼稚園に通園する町内在住の通園児の保護者へ助成を行うものでございます。20節扶助費は、あんしん子育て医療費及び心身障害者医療費、未熟児養育医療費として助成を行うものでございます。

続きまして、2目児童措置費のうち、子育て支援課所管分の児童手当支給事業についてご説明申し上げます。ゼロ歳から15歳までの約4,000名の12カ月分の児童手当支給事務に要します経費でございます。

7節賃金は、児童手当支給事務補助員の賃金でございます。11節需用費は、コピー代、事務用品購入代等の消耗品、児童手当現況届用封筒等の印刷製本費で、12節役務費は、児童手当現況届出通知等の郵便料金でございます。13節委託料は、特別控除額の控除適用に対応するための児童手当システムの改修に要します経費でございます。20節扶助費は、児童手当の支給費でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

町民生活課分でございます。誕生祝い事業、記念色紙に要する費用に20万3,000円と、第3子以降の育児支援に要する費用978万9,000円であります。

11節需用費は、台紙及びメッセージカードの印刷代、消耗品代でございます。20節扶助費につきましては、第3子以降の出生、あと小中学校入学の祝い金でございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。母子福祉費につきましては、主に母

子・父子家庭医療費助成に要します経費でございます。

11節需用費は、コピー代、事務用品購入代等の消耗品、受給者証等の印刷製本費、12節役務費は、受給資格者証等の郵送料金でございます。19節負担金補助及び交付金は、大和町母子・父子会への補助金でございます。20節扶助費は、母子・父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営と私立保育園であります、菜の花、すぎのこ、杜の丘、すみれの花の各保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に要します経費でございます。

1節報酬は、もみじヶ丘保育所嘱託医の小児科医師及び歯科医師に対する報酬でございます。

50ページをお願いいたします。

7節賃金は、もみじヶ丘保育所の用務員、保育士に係る臨時職員の賃金でございます。8節報償費は、もみじヶ丘保育所への入所対象の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要します経費でございます。9節旅費は、保育士の研修旅費でございます。11節需用費は、教材費等の消耗品、灯油、プロパンガスの燃料費、子育て文集の印刷製本費、来客用のお茶代、電気料等の光熱水費、小破修繕費、昼食の賄い材料費でございます。12節役務費は、電話料等の通信運搬費、コンビニ収納手数料及びエアコン等清掃の手数料、建物火災保険料でございます。13節委託料は、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園、すみれの花保育園への運営委託、もみじヶ丘保育所に関する昼食調理業務、清掃業務、除草業務、消防設備点検、警備業務等に要します経費でございます。14節使用料及び賃借料は、保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機のリース料、遠足時のバス借り上げ、もみじヶ丘保育所の清掃用具借上料でございます。15節工事請負費は、もみじヶ丘保育所の屋根修繕工事に要します経費でございます。18節備品購入費は、保育園児個人ファイル保管用キャビネット購入に要するものでございます。

51ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の負担金は、小規模保育園、事業所内保育園、さらには認可外保育施設利用児童に係る幼児教育無償化の給付負担金及び日本保育保健協議会、黒川地区防火管理協議会等への各種協議会研修会に係る負担金でございます。補助金につきましては、認可外保育施設に対して運営費の一部の補助を行うもの、及び認可保育園に入所できずに待機となった児童が認可外保育施設を利用した場合の利用料の一部を保護者に対して行うもの、企業主導型保育施設を利用している多子世帯につい

て、保育料の一部の補助を行うもの、また一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助を行うものでございます。

次に、5目児童館費は、7児童館の管理運営に要します経費と、放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要します経費でございます。

1節報酬は、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

52ページをお願いいたします。

7節賃金は、4児童館の児童厚生員13名分及び宮床児童館の用務員の賃金でございます。8節報償費は、各児童館行事の講師謝金でございます。9節旅費は、職員研修旅費、児童館運営協議会委員の費用弁償でございます。11節需用費は、児童クラブ教材、コピー代等の消耗品、児童館施設管理に要します燃料費、来客用お茶代、光熱水費、各児童館の小破修繕費でございます。12節役務費は、電話料、切手代等の通信運搬費及びピアノ調律等の手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。13節委託料は、吉岡放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託、各児童館の消防点検、宮床児童館警備業務委託に要します経費でございます。14節使用料及び賃借料は、各児童館のAEDリース及び宮床児童館の清掃用具借上料でございます。15節工事請負費は、現在の宮床児童館の解体工事及び吉田、鶴巣、落合の各児童館のエアコン設置工事、もみじヶ丘児童館事務室のエアコン交換工事に要します経費でございます。18節備品購入費は、吉田児童館においてスチールホワイトボードの購入を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は、宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会防火管理講習会の負担金、補助金は、放課後児童支援員処遇改善補助金及び各児童館母親クラブへの補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

それでは、53ページをお願いいたします。

続きまして、4款衛生費でございます。

1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費の主なものにつ

きましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈事業、栄養改善、健康づくり推進、「明るく元気で生きたいわ 健康たいわ21プラン」、自殺予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰り出し、合併処理浄化槽特別会計への繰り出し等に要するものでございます。

1節報酬につきましては、食育推進委員11名分の報酬でございます。7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、育児相談、訪問指導等に係る保健師、看護師、栄養士、54ページをお願いいたします。保育士、歯科衛生士、助産師、心理相談員、管理栄養士の賃金でございます。8節報償費につきましては、保健推進員、乳幼児健診時の医師、歯科医師への謝礼、健康たいわ21推進員、健康づくり推進協議会委員、自殺予防対策連絡協議会委員への謝礼等でございます。それから、献血の際の記念品代、さらに出産祝い品の絵本代等に要する報償金、賞賜金でございます。9節旅費につきましては、食育推進員等への費用弁償及び保健師の研修旅費等でございます。11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品のほか、公用車の燃料費、会議開催時のお茶代、健康づくり推進事業、母子保健事業、乳幼児健診及び各種健診時の医薬材料の購入費、母子手帳、啓発用パンフレット等の印刷製本に要します費用でございます。12節役務費につきましては、郵送料の通信運搬費及び健診用シーツのクリーニング代、公用車の保険料及び購入に伴います登録手数料等に要します費用でございます。13節委託料につきましては、休日当番医事業及び妊婦健診、各種乳幼児健診並びに健康づくり地区モデル事業の委託業務に要します費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、健康管理システム機器の賃借料、ふれあい教室研修のバス借上料及び精密健康診査対象者ケア会議等の際の有料道路通行料、駐車場使用に要します費用でございます。18節備品購入費につきましては、各種事業及び訪問等で使用します公用車及び乳幼児健診等に使用しますデジタルスケール、調理実習用炊飯器を購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして、黒川病院及び火葬場経費の大和町分の負担金として、黒川地域行政事務組合への負担金、さらには各種医療対策委員会等への負担金でございます。

55ページをお願いいたします。

補助金といたしましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成金でございます。24節投資及び出資金につきましては、上下水道の広域化対策事業及び旧簡易水道事業の起債償還に係る水道事業への出資金でございます。27節公課費につきましては、自動車重量税でございます。28節繰出金につきましては、水道事業会計に高料金対策及

び旧簡易水道への補助及び合併処理浄化槽の建設分と管理分の一部として戸別合併処理浄化槽特別会計に繰り出しをするものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、健診準備に係る事務補助員、各種検診、健康診査時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生師等に要します賃金でございます。8節報償費につきましては、予防接種健康被害調査会委員6名への謝礼、健康づくりモデル事業等の研修開催時の講師謝礼等でございます。11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品のほか、健診時におきます会場用暖房のための燃料費、各種検診の申込書、通知書の印刷、さらには予防接種等の通知予防接種券の印刷代、医薬材料費に要する費用でございます。

56ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の郵送料の通信運搬費及びクリーニング代や保険料等の手数料でございます。13節委託料につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核健康診断、成人歯周病検診を含む健康増進法に基づきます健診の一般的な基本健診と各種がん検診の委託に要します費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、予防接種従事者及びがん検診等の研修会の際の駐車場使用料でございます。20節扶助費につきましては、里帰り予防接種費用の助成及び医療用ウィッグ、乳房補整具費用に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

再開は午後2時15分からといたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、56ページをお願いいたします。

3目環境費につきましてでございます。まず、先に町民生活課の分を説明させていただきます。

環境衛生総務費3,060万3,000円につきまして、7節賃金は、花壇の耕起と管理賃金でございます。8節報償費は、環境美化推進員63名分の謝金でございます。9節旅費は、職員研修会時の旅費でございます。11節需用費につきましては、防疫薬剤費、花いっぱい運動の花代、肥料代、ごみ啓発チラシ印刷代、防疫機械の修繕料となっております。12節役務費につきましては、空き地除草の際の通信費でございます。13節委託料は、不法投棄防止業務としてのパトロール及び撤去委託、臨時粗大ごみ引き取り日の運搬業務委託料、春・秋町内一斉清掃ごみの運搬業務、不法投棄ごみ処理業務、町道周辺清掃業務等の委託料でございます。18節備品購入費につきましては、デジタルカメラ、防疫薬剤散布器の購入でございます。19節補助金は、町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和町支部への補助金でございます。

続きまして、環境計画推進費のうち56万1,000円の内訳につきましては、エコファクトリー周辺の水質検査、ダイオキシン検査、アスベスト検査の検査機関への委託料でございます。

環境マネジメントシステム事務推進費68万1,000円につきましては、11節需用費は、プラごみ用の袋の購入費、13節委託料は、ペーパーリサイクルの処理委託料でございます。19節の負担金は、みやぎグリーン購入ネットワークの年会費でございます。

公害対策費150万4,000円の内訳といたしまして、11節につきましては、需用費は乾電池及び記録用紙などの消耗品、騒音計の点検、整備料でございます。13節委託料は、河川水質検査業務委託、米軍射撃訓練時の振動、低周波の測定の業務委託料でございます。

狂犬病予防費の303万8,000円につきましては、11節需用費は、犬の鑑札シール作製、啓発グッズ代、また公用車の燃料、集合注射の通知印刷代、車検整備料でございます。12節役務費につきましては、携帯電話料、放浪犬等の一時預かり手数料、公用車保険料などがございます。13節委託料は、狂犬病予防集合注射の業務委託料でございます。14節使用料は、予防注射の会場借上料でございます。27節公課費は、公用車の重量税

でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分でございます。

環境計画推進費79万3,000円のうち、当課所管は23万2,000円でございます。内容としましては、環境審議会の会議等に充てる経費となっております。

初めに、1節報酬及び9節旅費のうち4万1,000円につきましては、環境審議会委員9名に係る報酬及び費用弁償でございます。続きまして、11節需用費でございますが、当課所管分は3万1,000円となりまして、事務用品のほか会議の際のお茶代でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

2項1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理費とごみ埋め立て場の維持管理費、クリーンステーション整備と資源回収奨励金等でございます。

1節報酬は、廃棄物減量推進審議会委員の9名分の報酬でございます。7節賃金は、ストックヤードの草刈りや環境整備作業賃金でございます。8節報償費につきましては、資源回収奨励金で、資源回収団体に対して1キロ当たり4円の奨励金を出すものでございます。9節旅費につきましては、審議委員の費用弁償でございます。11節需用費は、クリーンステーションの立て看板、ポール、回収コンテナ代、会議時のお茶代、一般家庭用ごみ収集計画表、廃棄物処分券などの印刷代、クリーンステーション2カ所の修繕料でございます。12節役務費につきましては、ストックヤード、コンテナ保管庫の火災保険料、13節委託料は、一般廃棄物収集運搬委託料、山田ごみ埋め立て場除草作業の委託、あとイノシシ、小動物の死骸、動物死骸回収処理委託料でございます。19節負担金につきましては、黒川行政事務組合への負担金の内訳といたしまして、し尿処理分につきましては1,988万3,000円、ごみ処理経費分につきましては3

億5,342万2,000円、最終処分場経費分といたしまして2,766万4,000円でございます。
補助金につきましては、クリーンステーション25カ所の整備の補助金でございます。
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

農業委員会局長大塚弘志君。

農業委員会事務局長 （大塚弘志君）

58ページでございます。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費でございます。農業委員会総務費及び農業者年金委託事業費でございます。

1節報酬につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。7節賃金につきましては、事務補助員3カ月分の賃金でございます。9節旅費につきましては、農業委員会総会出席及び案件調査に係ります費用弁償、農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修旅費でございます。10節交際費につきましては、農業委員会会長交際費でございます。11節需用費につきましては、総会議案書等コピー代ほか事務用消耗品代、公用車のガソリン代、食糧費につきましては、農地パトロールの際のお茶代でございます。印刷製本費につきましては、農業委員会だより及び事務用封筒の印刷代でございます。12節役務費につきましては、郵便料金等の通信運搬費及び登記事項証明書等オンライン交付手数料でございます。13節委託料につきましては、農地基本台帳システム保守業務の委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員等研修に係りますバス借上料及び有料道路通行料でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、一般社団法人宮城県農業会議ほか、59ページにあります。2団体への負担金でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会及び大和町農業者年金加入者協議会への補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

続きまして、2目農業総務費でございます。産業振興課所管と財政課所管分がございますので、最初に産業振興課所管分についてご説明いたします。

農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

8節報償費の賞賜金は、農協まつりの際の農林産品品評会の副賞に要するものでございます。11節需用費の消耗品費は、一般事務用品代であり、14万6,000円の計上でございます。燃料費は、公用車とふれあい農園管理機の燃料代であり、10万円の計上でございます。光熱水費は、ふれあい農園の水道代、電気代であり、19万4,000円の計上でございます。修繕料は、ふれあい農園の管理機の修理代と浄化槽放水ポンプの修繕費用であり、27万7,000円の計上でございます。12節役務費の自動車損害保険料は、公用車1台の共済分担金であり、保険料はふれあい農園管理棟の建物共済に要するものでございます。13節委託料の業務委託は、ふれあい農園の管理委託料であり、41万2,000円の計上でございます。

60ページになります。

施設備品管理委託は、ふれあい農園の浄化槽維持管理・清掃委託であり、14万円の計上をお願いするものでございます。18節備品購入費の機械器具費は、ふれあい農園用の管理機1台の購入費用であり、25万6,000円の計上でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は、みやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

同じく、2目農業総務費のうち、宮床基幹集落センター等管理費、町民研修センター管理費につきまして、ご説明させていただきます。

11節需用費につきましては、各施設の管理用の消耗品、暖房用の燃料費、使用申請書等の印刷製本費、電気料、ガス代の光熱費、施設の各種修繕料の計上をいたしてございます。12節役務費につきましては、施設の電話料及び火災保険料でございます。13節委託料でございます。町民研修センターの窓口、清掃、巡視の各業務、落合ふるさとセンターの管理業務、宮床基幹集落センターの清掃並びに各施設に係る消防設備

等の保守点検業務の委託料となっております。

60ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料につきましては、町民研修センターのAED借上料、各施設のテレビ受信料、宮床基幹集落センターの清掃用具借上料でございます。15節工事請負費につきましては、町民研修センターのクロス張りかえ工事、屋上及びエントランスの防水改修工事等に要します経費を計上でございます。18節の備品購入費のうち、町民研修センターの会議用テーブルの購入を計上してございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、3目農業振興費でございます。主に、農業の振興、経営改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業及び有害鳥獣被害対策費に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名分の報酬及び鳥獣被害対策実施隊40名への報酬でございます。8節報償費の報償金は、農業経営基盤相談支援チーム員になっております宮城県農業士1名分の報償でございます。9節旅費は、農業振興地域整備促進協議会委員の費用弁償及び認定農業者等研修会の旅費でございます。11節需用費の消耗品費につきましては、コピー代、事務用品、イノシシ捕獲用のわな及び追い払い用爆竹等に要するものでございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代、食糧費につきましては、多面的機能支払交付金事業の事務指導等及び会議の際のお茶代、印刷製本費につきましては、封筒の印刷代に要するものでございます。12節役務費の通信運搬費は、有害鳥獣対策用携帯電話の通話料、手数料は、新たに購入する公用車軽トラック1台の自動車取得税等の経費、自動車損害保険料は、軽トラック1台の自賠責保険等の費用でございます。16節原材料費は、イノシシ侵入防止に係る資材費でございます。18節備品購入費の機械器具費は、公用車軽トラック1台及び有害鳥獣用自動撮影カメラ等の購入費用でございます。

61ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の負担金は、宮城県青果物価格安定総合補償協会のほか5団体への負担金、補助金は、廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業へ

の助成、農業経営基盤強化資金利子補給費、野草駆除に係る農地等環境保全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病虫害防除推進協議会への助成、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業者に対しての助成、産地育成対策事業としまして、曲がりねぎ生産に係ります管理機を導入する際の助成、ブルーベリー生産拡大事業への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成、農林業災害対策資金利子補給費、町内35組織で取り組みます多面的機能支払交付金事業への助成、農地集積・集約化対策事業としまして、経営転換耕作者及び地域集積協力者に対しての補助金の交付、中山間地域振興事業としまして、吉田みどりの少年団活動とあさひな農協での特産品普及推進等事業への助成、中山間地域指定の宮床難波地区及び金取北地区の一部地域が取り組む農業用施設等の維持保全事業に係る中山間地域等直接支払交付金事業への助成、有害鳥獣被害対策として狩猟免許等の新規取得者及び更新に係る経費の助成、有害鳥獣被害対策防止施設補助事業は、農地へ設置する電気柵や侵入防止柵などを購入する費用への助成でございます。27節公課費は、新たに購入する公用車軽トラック1台の自動車重量税でございます。

次に、4目畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金は、県畜産協会及び町畜産振興協議会への負担金でございます。

62ページをお願いいたします。

補助金は、管内肥育素牛販売促進対策事業として、町内で生産されました子牛をJAあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成しようとするもの、また繁殖牛・子牛事故共済事業としては、流産や死産等に対する共助金として助成をするものでございます。25節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金への積立金でございます。

次に、5目農地費でございます。農地一般と県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業に要する経費でございます。

7節賃金は、もみじヶ丘ため池周辺の除草及び農業用ため池の環境整備に要する作業賃金でございます。9節旅費は、技術研修会及び現地等検討協議会に係る職員の旅費でございます。11節需用費の消耗品費は、油漏れ対策の吸着マット代、ため池注意喚起看板代、アユ、サケ等の稚魚放流稚魚代、事務用品及びコピー代でございます。印刷製本費は、農業農村整備事業管理計画に係る図面印刷代、修繕料は、農業用施設の小破修繕に要するものでございます。12節役務費は、農業用ため池水路頭首工など247カ所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。13節委託料は、杜の丘調整池

管理業務及びため池台帳作成業務に要するものでございます。14節使用料及び賃借料の有料道路通行料及び駐車場使用料は、出張による業務打ち合わせの際にかかるもの、著作権使用料は、労務資材設計単価の著作権使用料でございます。16節原材料費は、農道補修用砕石等の材料費でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は、県土地改良事業団体連合会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合、牛野ダム管理組合及び八志田堰用水路改修事業費への負担金でございます。

63ページをお願いいたします。

補助金につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業で行う鳥屋排水機場の整備補修への助成及び町内4カ所の排水機場洪水調整事業に係る助成でございます。28節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策事業費でございます。水田農業推進に要する費用であり、経営所得安定対策の推進、転作への助成及び人・農地プランに要するものでございます。

7節賃金は、転作等の現地確認の際の立会人の賃金でございます。8節報償費は、人・農地プラン検討委員7名の報償金でございます。9節旅費は、水田農業視察研修に係る職員及び参加者の旅費でございます。11節需用費の消耗品費は、印刷用トナー代、事務用品等に要する経費、食糧費は、集落代表者説明会等のお茶代でございます。12節役務費の通信運搬費は、集落代表者説明会の案内発送の切手代でございます。13節委託料は、水田台帳システム保守業務に要するものでございます。14節使用料及び賃借料の機械借上料は、水田台帳地図情報システムの賃借料、車借上料は、転作の現地確認の際の車借上料及び水田農業視察研修会のバス借上料、有料道路通行料は、水田農業視察研修会の際の高速道路料金でございます。19節負担金補助及び交付金の補助金は、水田農業構造改革対策推進事業としまして、大和町地域水田農業推進協議会への助成、水田営農条件整備事業として、機械整備を行う5団体への助成でございます。

次に、5款2項1目の林業振興費でございます。林業の振興一般、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する費用でございます。

64ページをお願いいたします。

7節賃金は、林道の除草及び倒木の除去等に係る作業員の賃金でございます。11節需用費の消耗品費は、原木シイタケPR用品等に係るもの、食糧費は、大和町緑化推進委員会開催時のお茶代、修繕料は、林道の小破修繕に係るものでございます。13節委託料の業務委託料は、森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線ほかの除草業務、林地

台帳システム保守管理業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務及び森林病虫害等防除業務に要するものでございます。16節原材料費は、林道等維持管理補修用砕石等の材料代でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は、県林業振興協会ほか6団体への負担金でございます。補助金は、林業地域振興事業費として大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は、宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策推進事業費は、宮床生産森林組合、吉田愛林公益会及びみやぎ生協が実施する民有林の整備を黒川森林組合が取りまとめて補助申請を行うものに対して、補助にあわせて上乘せ補助をいたすものでございます。

次に、5款3項1目の水産業振興費でございます。宮城県が開発した全雌三倍体である伊達いわなの振興を図るために要する費用でございます。

11節需用費の消耗品は、伊達いわなのPR用ののぼり旗作成、イベント参加者向けの啓発用品及び試食材料等に係るもの、印刷製本費は、リーフレットの作成費用でございます。13節委託料の業務委託料は、水槽管理業務及び展示用PRポスターの作成業務に要するものでございます。

次に、6款1項1目商工総務費でございます。商工総務費は、職員の人件費に係るものでございます。

65ページをお願いいたします。

次に、2目商工振興費でございます。商業及び工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

7節賃金は、大和リサーチパーク緑地及び仙台北部中核工業団地中央公園の支障木伐採、除草作業の賃金でございます。8節報償費は、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。9節旅費は、企業訪問に係る職員の旅費及び東京と名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加旅費でございます。11節需用費の消耗品費は、コピー代や事務用品のほか、企業訪問の際の手土産代や新規立地企業の起工式及び竣工式での祝い品等、食糧費は、企業等連絡懇話会に係るもの、印刷製本費は、工業団地等PRパネルの印刷代、修繕料は、企業案内看板の修正等に係るものでございます。12節役務費の手数料は、企業立地セミナー等に着用するはんでん等のクリーニング代でございます。13節委託料の業務委託料は、仙台北部中核工業団地のり面除草業務及び大和リサーチパーク歓迎看板撤去業務に要するものでございます。14節使用料及び賃借料の車借上料は、来庁者送迎用の車代、有料道路通行料につきましては、企業訪問の際の自動車道路通行料でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は、大

和町中小企業振興資金信用保証料のほか2団体への負担金でございます。

66ページをお願いいたします。

補助金につきましては、くろかわ商工会の経営改善普及事業、地域総合振興事業への助成、割増商品券発行事業への助成、商店街担い手育成支援事業として大和まるごと市への助成、大和町中小企業振興資金に対する利子補給、店舗取得・改修事業費への助成、町小規模事業者経営改善資金融資、マル融資金に対する利子補給、企業立地奨励金は、株式会社小林ほか3社に対する奨励金でございます。21節貸付金は、大和町中小企業振興資金の預託金でございます。22節補償補填及び賠償金は、大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。観光振興一般、観光施設維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節賃金は、船形山登山道、升沢七ツ森遊歩道、旗坂野営場の刈り払い等に係る作業員の賃金及び七ツ森遊歩道と升沢避難小屋の管理人に係る賃金でございます。11節需用費の消耗品費は、イベント用消耗品のほか旗坂野営場の清掃用具代等でございます。燃料費は、公用車の燃料代等、印刷製本費は、観光ガイドブック、七ツ森登山散策マップ及び吉岡めぐりの印刷代、光熱水費は、旗坂野営場公衆トイレの電気料、修繕料は、観光施設等の小破修繕に係るものでございます。12節役務費の手数料は、旗坂野営場の水質検査手数料及びイベントで着用しておりますはんでん等のクリーニング代、火災保険料につきましては、七ツ森陶芸体験館ほか観光施設10施設に係るものでございます。自動車損害保険料は、公用車の任意共済保険料、保険料につきましては、尾花沢花笠踊り及び花巻市石鳥谷まつり参加者の保険料でございます。13節委託料の業務委託料は、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理料のほか13カ所の公園管理業務、吉岡本陣案内所運営業務、観光PRバスツアー広告掲載運行业務、観光PR動画及び観光ガイドブック外国語版作成業務などに係るもの、施設備品管理委託料は、旗坂野営場の浄化槽、給水を含めた施設の維持管理に係るものでございます。14節使用料及び賃借料の会場借上料は、船形山入山届冬季専用ポスト設置小屋及び吉岡本陣案内所に係るもの、車借上料は、尾花沢市花笠踊り及び花巻市石鳥谷まつりへの交流参加者送迎用のバス借上料、有料道路通行料は、花巻市石鳥谷まつりに参加する際の高速道路通行料でございます。15節工事請負費は、七ツ森陶芸体験館の駐車場区画線の設置、看板塗装及び案内板の改修に係るものでございます。16節原材料費は、観光施設未舗装駐車場の

補修用砕石代でございます。

67ページをお願いいたします。

18節備品購入費の機械器具費は、観光物販イベントPR用のタブレット1台の購入費、展示品購入費は、花野果ひろば七ツ森のショーケース1台の更新費用でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか3団体への負担金、みやぎまるごとフェスティバル2019などのイベント参加への負担金及び防火管理者講習会への受講料でございます。補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会、島田飴まつり実行委員会、南川湖畔まつり実行委員会及びまほろばまつり実行委員会への助成でございます。

以上よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、同じく67ページ、7款土木費になります。道路、河川、橋梁、都市計画、町営住宅の維持管理及び建設並びに子育て支援住宅の造成、建設等に係る費用でございます。

初めに、1項1目土木総務費になります。土木管理費及び用地対策業務に係るもので、道路台帳の作成及び修正業務及び国土調査の誤訂正、各種負担金等に要する費用でございます。

68ページをお願いします。

7節賃金につきましては、窓口等対策事務補助員に要する費用、11節需用費の消耗品費につきましては、法令の追録、参考図書購入のほか、収入印紙等の購入、食糧費については、用地及び補償協議等におけるお茶代に要する費用であります。12節役務費につきましては、携帯電話3台分の通信料及び使用料であります。13節委託料につきましては、町道幕柳大平線改良工事に伴う台帳修正ほか34路線、5.21キロメートルの台帳作成及び修正業務、国土調査の誤訂正などに伴う測量業務に要します費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、都市建設課用務の際の会場借上料、会議、先進地視察時の有料道路通行料、駐車場使用料及び建設物価調査会等の著作権使用料、積算システムのシステム借上料でございます。16節原材料費につきましては、土地境界立ち会い用資材の購入に要する費用でございます。18節備品購入費につま

しては、工事等積算に使用しますパソコン2台の購入に要します費用でございます。
19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県道路協会ほか11団体への各負担金に要する費用でございます。

続きまして、69ページ、2項1目道路維持費になります。道路、側溝、舗装の各種修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理費並びに除雪費用に係る費用であります。

7節賃金につきましては、山間部等の町道除草地区委託分及び街路樹の剪定作業、路肩補修に係る作業賃金であります。11節需用費のうち消耗品費は、土のう袋や除草剤等道路維持作業資材のほか、3.5トンダンプ、道路パトロール車等公用車両の消耗品費等、燃料費は、道路維持管理車両のガソリン代等、光熱水費は、街路灯、バスターミナルに係る電気料及び上下水道料に要する費用であります。修繕料は、公用車両の車検、修理費及び街路灯の修繕費であります。12節役務費につきましては、3.5トンダンプ車検時の印紙代及び都市建設課所管車両の自動車損害保険料、歩道除雪機の任意保険料、バスターミナルの待合所の火災保険料に要する費用であります。13節委託料につきましては、町道維持管理業務、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去作業、バスターミナルの待合所の清掃、警備に要するもののほか、1カ月分の除雪に要する費用であります。14節使用料及び賃借料につきましては、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地の借上料、15節工事請負費につきましては、町道台ヶ森線、大角大松沢線での継続工事、舞野蒜袋線、松阪平5号線での新規工事の舗装修繕、町道大崎三ノ関線ほか1路線の側溝修繕、町道熊谷小野線の歩道修繕に要する費用であります。16節原材料費につきましては、砕石、アスファルト合剤等道路維持補修用の資材、道路附属物の資材購入に要します費用でございます。18節備品購入費につきましては、平成9年度に購入しました歩道除雪機6台の更新購入に要する費用でございます。修繕等における部品がほとんどないため修繕が難しいものとなっておりますことから購入しようとするものでございます。27節公課費につきましては、都市建設課所管分の車両3.5トンダンプの重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費になります。単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業に係るものであります。

70ページになります。

11節需用費のうち消耗品費は、コピー代及び積算資料図書の購入代、その他一般事務用品等に要する費用、印刷製本費については、補助事業申請時に係る図書作成等に要する費用であります。12節役務費につきましては、町道西小路線用地取得に係る分

筆登記に要します費用でございます。13節委託料につきましては、国土交通省事業であります第2クールとなります橋りょう定期点検業務、その点検において修繕等を行うこととなります一級河川鳴瀬川水系吉田川にかかります悟溪寺橋の橋りょう補修設計業務、下草橋架設事業に伴います用地測量及び保証調査業務を、町単独では、町道の舗装状況、クラックやひび割れ等を把握し、維持管理計画に反映させるための調査業務を、また町道西小路線の道路改良事業に係ります用地測量に要する費用であります。15節工事請負費につきましては、国土交通省事業としまして、町道吉岡宮床線、一級河川鳴瀬川水系吉田川にかかります高田中央橋の上部架設工事及び本年度から国土交通省事業により取り組みます町道小鶴沢線舗装改良工事、防衛省事業では、昨年度から継続で引き続き行います流通平1号線、前河原熊谷線の舗装改良工事、天皇寺地区排水路整備工事、単独事業で、町道幕柳大平線の道路改良工事に要します費用であります。17節公有財産購入費につきましては、下草橋架設工事及び町道西小路道路改良工事に伴います土地購入に要します費用であります。22節補償補填及び賠償金につきましては、同じく下草橋架設工事に伴い、耕作地に用水を還元します揚水ポンプの移設補償に要します費用及び町道西小路線の支障物件の移転補償であります。

続きまして、3目橋りょう維持費であります。

11節需用費の修繕料については、橋梁の小破修繕に要します費用であります。15節工事請負費については、現在継続で舗裝修繕工事を行っております町道台ヶ森線に橋梁名中之越渡橋がございます。橋梁上部コンクリート舗装となっております。劣化等から亀裂が一部発生しておりますので、その補修工事に要します費用であります。

4目交通安全施設整備事業費になります。

15節工事請負費につきましては、交通安全施設工事としまして、町道天皇寺柿ノ木線、同じく町道大平線、もみじヶ丘団地内における区画線設置工事に要します費用、16節原材料費につきましては、カーブミラー、デリゲーター等の購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費になります。

7節賃金につきましては、準用河川の支障物除去作業、吉田川河川公園除草人夫に要します費用でございます。11節需用費の消耗品費は、油漏れ等に対応します吸着マット及び事務用品購入の消耗品費、光熱水費については、鶴巣大崎地区の西川左岸側の樵樋管及び鳥屋地区の西川右岸側の西川樋管に係る電気料であります。13節委託料につきましては、西川及び鳥屋樵樋管作業管理に要する費用でございます。15節工事請負費につきましては、鶴巣西川排水樋管の経年劣化に伴います開閉装置交換工事に

要する費用でございます。

71ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護団体であります大和町河川愛護会7河川18地区への助成を行うものであります。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務、都市計画審議会及び協議会への負担金になります。

1節報酬及び9節旅費の費用弁償につきましては、都市計画審議会长ほか8名、年3回開催に要します費用でございます。11節需用費につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入、都市計画審議会におけるお茶代に要します費用、都市計画図等印刷用プリンターの修繕料でございます。13節委託料につきましては、都市計画区域変更図書作成業務等に要する費用、19節負担金補助及び交付金につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金でございます。25節積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、2目下水道費28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し分となります。

3目公園費になります。都市公園31カ所、都市緑地4カ所及び緑道等22カ所の維持管理に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、砂場等の砂補充やベンチの板等の交換に要します費用であります。72ページ、11節需用費につきましては、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託の公園の蛇口及び照明灯修繕など、12節役務費につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険料及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料に要します費用でございます。13節委託料につきましては、株式会社大和町地域振興公社への都市公園指定管理及び随意契約によります委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への委託に要します費用及び公園遊具の点検、緑地のり面等の除草業務、また吉岡城内大堤公園にございます木製デッキについて、平成15年開園以来、16年目を迎えることとなります。現状の状況等を確認するため、業務を行うものでございます。15節工事請負費につきましては、三峯公園トイレ屋根修繕工事及び八谷館公園遊具回転ジャングルジム撤去工事に要します費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費になります。町営住宅につきましては、木造住宅27戸、中高層アパート140戸、合わせて167戸の維持管理に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、住宅敷地内の側溝等清掃に要します費用でございます。11節需用費、消耗品費については、法令の追録代、図書、その他事務用品の購入に要

します費用でございます。修繕料につきましては、各住宅の配水管、電気設備、明け渡し時の修繕に係る費用でございます。12節役務費につきましては、収入申告等の返信用切手代、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及び明け渡し時のクリーニングに要します費用でございます。13節委託料につきましては、住宅の消防設備の保守点検、アパートの受水槽の保守点検業務、住宅敷地内の除草等管理業務、国土交通省公営住宅等ストック総合改善事業における公営住宅の長寿命化計画を平成29年度に策定しております。その事業のうち、蔵下住宅1号棟外壁改修工事の実施設計業務に要します費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、宮床下小路住宅の賃借料でございます。15節工事請負費につきましては、西原第3住宅の長屋タイプの解体工事、下町住宅1号棟の揚水ポンプ交換工事、西原第1住宅2号棟、3号棟のポンプ2基の交換工事、下町住宅の揚水ポンプ制御盤交換工事並びに西原第1の1号及び2号棟の非常灯交換工事に要します費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、防火管理者講習会受講に要します費用であります。

73ページをお願いします。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費になります。子育て支援住宅整備事業に係る費用で、宮床地区については敷地造成設計、吉田地区の戸建て住宅3棟、鶴巣地区長屋住宅4棟8戸の建築、落合地区については敷地造成工事等に要します費用であります。11節需用費は、コピー用紙代及びコピー料金等の消耗品費、住宅募集用チラシの印刷製本費、12節役務費につきましては、支援住宅の募集広告料及び吉田地区、鶴巣地区の建築に伴います申請手数料並びに落合地区の開発許可申請に要します費用であります。13節委託料につきましては、宮床地区の敷地造成設計及び用地測量業務、吉田、鶴巣地区については住宅建築の施工管理業務を、落合地区については建築実施設計業務を行うために要します費用でございます。15節工事請負費につきましては、吉田地区戸建て3棟、鶴巣地区長屋住宅4棟8戸の建築工事及び落合地区の造成工事に要する費用でございます。17節公有財産購入費につきましては、吉田地区、鶴巣地区の水道加入金、テレビ共同アンテナの受信加入金に要します費用であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、落合地区開発に伴います水道開発負担金に要します費用であります。

以上が7款土木費になります。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

続きまして、8款1項消防費1日常備消防費につきまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川行政事務組合への消防経費にかかわる負担金でございます。

2目非常備消防費につきましては、消防団員565名の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代、各種訓練などを行う際の経費等を計上させていただいたものでございます。

1節報酬につきましては、消防団員565名に対する報酬であります。8節報償費につきましては、団員表彰の際の記念品代でございます。9節旅費につきましては、団員の出動手当や県消防操法大会出場選手の訓練手当、消防研修に係る旅費等でございます。続きまして、11節需用費につきましては、新入団員の安全靴及びヘルメット、県消防操法大会出場選手や火気演習用の資材等の購入に要する経費でございます。

74ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、火災出動の際の車借上料であります。18節備品購入費につきましては、組み立て水槽及び消防団員用新規基準活動服の購入に要する経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県市町村非常勤消防団員補償報償組合への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

3目消防施設費につきましては、防火水槽、消火栓など消防施設、小型動力ポンプつき軽積載車の維持管理に要する経費を計上しております。

11節需用費につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料、消防水利標識、消防用ホース等に要する経費、小型動力ポンプ軽積載車に要する修繕費等でございます。12節役務費につきましては、消防ポンプ車の保険料等でございます。13節委託料につきましては、もみじヶ丘防火水槽の管理に要する委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、消防自動車車庫の土地借上料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料でございます。27節公課費につきましては、自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

続きまして、4目水防費につきまして、水防活動に要する経費を計上させていただいております。

8節報償費につきましては、水防協議会13名に対する謝礼でございます。9節旅費につきましては、水防活動出動に要する費用弁償等でございます。11節需用費につき

ましては、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動の食事代などでございます。

75ページをお開き願いたいと思います。

12節役務費につきましては、災害時の優先電話料でございます。15節工事請負費につきましては、蒜袋、舞野地区に水防倉庫を設置する工事費でございます。16節原材料費につきましては、水防倉庫に備蓄する土のう用の洗い砂購入に要する経費でございます。

続きまして、5目災害対策費につきましては、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織への支援及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要する経費を計上させていただいております。

1節報酬につきましては、防災会議の委員15名に対する報酬でございます。8節報償費につきましては、自主防災組織に対する研修会の講師謝礼、安全・安心まちづくり推進協議会委員に対する謝礼でございます。9節旅費につきましては、防災会議委員の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、非常用食品の購入代、自主防災組織に貸与する救急工具代、地域防災訓練の炊き出し訓練用の資材等の購入などでございます。12節役務費につきましては、衛星携帯電話、震度計情報等回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料、エリアメールライセンス料などでございます。13節委託料につきましては、避難所用Wi-Fi設置後の管理委託料、木造住宅耐震診断士派遣委託料でございます。18節備品購入費につきましては、自主防災組織に貸与する発電機購入に要する経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事助成金、危険ブロック塀除去事業助成に要する経費でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は午後3時30分といたします。

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、76ページをお願いします。

9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会運営に係る経費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、教育委員4名の報酬及び費用弁償等でございます。10節交際費につきましては、教育長交際費でございます。11節需用費につきましては、事務用消耗品、コピー代及び参考書籍講読料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、教育委員会教育委員研修会の際の有料道路通行料及び有料駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対する負担金でございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、学び支援コーディネーター等配置事業及び志まなび塾事業に対する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員の報酬でございます。

77ページをお願いします。

7節賃金につきましては、嘱託員であります教育相談員2名を大和中学校、宮床中学校にそれぞれ配置するものであります。8節報償費のうち報償金につきましては、教職員の各種研修会講師、学び支援コーディネーター、学び支援員、サマースクール等のボランティア及び「夢と希望と志を語る会」の講師謝礼であります。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。9節旅費のうち費用弁償につきましては、教育支援委員会委員及びいじめ問題対策連絡協議会等委員、学び支援コーディネーター等に対するもの、普通旅費は、教育長が出席します各種会議時の旅費及び教職員の各種研修会講師旅費、特別旅費は、志まなび塾の参加者旅費でございます。11節需用費のうち消耗品につきましては、コピー代と一般事務用品、就学時健診等消耗品などがございます。燃料費は、公用車ガソリン代、食糧費につきましては、志まなび塾の参加者食事代などがございます。印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介しております冊子「大和町の学校教育」、志まなび塾研修報告書、家庭学習の手引などに要するものでございます。修繕費は、公用車の点検、修理代で

ございます。12節役務費のうち通信運搬費につきましては、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料等で、手数料につきましては、自動検査用器具点検料ほかでございます。保険料として、公用車自動車損害保険料及び学び支援員等傷害保険料等を計上いたしております。13節委託料につきましては、標準学力調査等に係るもの、土曜学習まほろば塾、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手6名の業務委託及び学校教育用コンピューター等保守点検業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、デジタル教科書及び教職員用パソコン等の賃借料、車借上料につきましては、「夢と希望と志を語る会」、志まなび塾視察研修時の借上料、教育関係会議による有料道路通行料、駐車場使用料の計上でございます。入場料は、志まなび塾の際の施設入場料でございます。18節備品購入費の庁用器具費につきましては、補充用の小中学校職員用パソコン及び学習用プロジェクター、スクリーンの購入料でございます。19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、78ページにかけてご説明いたします。黒川けやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対します負担金ほか5団体に対する負担金でございます。25節積立金につきましては、学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

次に、2項1目学校管理費につきましては、小学校6校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医16名、薬剤師4名に対します報酬でございます。7節賃金につきましては、事務補助員、各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視員及びプール監視員の賃金でございます。8節報償費、報償金につきましては、林間教育サポーター謝金、賞賜金につきましては、運動会賞品及び卒業記念品代に要します費用でございます。11節需用費の主なものとしましては、小学校6校で使用します消耗品、小学校施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設、備品等の修繕でございます。12節役務費の通信運搬費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、切手代、手数料は、プール水質検査料、ピアノ調律・クリーニング、火災保険料、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。13節委託料につきましては、児童及び教職員の循環器等健診等の健康診断、学校業務員8名、学校警備の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料の主なものとしまして、機械借上料は、印刷機借り上げ、車借上料につきましては、陸上記録会、林間教室等の児童輸送のほか、難波地区児童輸送のための車借上料でございます。18節備品購入費の学校用備品につきましては

は、小学校6校に係ります学校管理用備品の計上でございます。

79ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、学校図書支援員6名及び学習支援員16名を配置する経費についての計上でございます。8節報償費につきましては、スクールソーシャルワーカー2名の報償金でございます。9節旅費につきましては、スクールソーシャルワーカーの費用弁償でございます。11節需用費につきましては、教材の消耗品代等でございます。修繕料につきましては、教材備品の修繕料でございます。12節役務費につきましては、小学校におきます不要試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、たいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。18節備品購入費につきましては、一般教材及び学校図書購入に要します経費についての計上でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対しての交付金及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付するものでございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に対する学用品や給食費等の扶助費でございます。

3目施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要します経費でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品として、一般消耗品、砂、碎石代。80ページをお願いいたします。修繕料として、学校施設の小破修繕料でございます。12節役務費につきましては、小学校におきます不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。13節委託料につきましては、学校施設等長寿命化計画策定、宮床小学校体力度調査、吉田小学校講堂天井補強改修工事設計、FF暖房機、自家用電機工作物、消防設備、小荷物専用昇降機等の保守点検等の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。15節工事請負費につきましては、吉岡小学校屋内運動場天井雨漏り修繕、小野小学校小荷物専用昇降機等の修繕工事に要します経費でございます。

3項1目学校管理費につきましては、中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬でございます。7節賃金につきましては、事務補助員、各中学校の環境整備の作業員、体育館巡視員及び用務員の賃金でございます。8節報償費の賞賜金につきましては、運動会の賞品、卒業生への記念品代でございます。9節旅費につきましては、職員旅費でございます。11節需用費の主なものとしましては、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本代及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕でございます。12節役務費の通信運搬費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、切手代。81ページをお願いいたします。手数料は、各種検査手数料など、及び火災保険料は、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。13節委託料につきましては、生徒及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行、学校警備の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、主なものとしまして、スクールバスの転回場に係ります土地借上料、印刷機械の借上料、中総体、駅伝大会スクールバス代替タクシー等の生徒輸送に係ります車借上料でございます。18節備品購入費の学校用備品につきましては、中学校2校に係ります学校管理用備品の計上でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金としまして、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下におきます生徒の災害共済負担金及びほか5件の各種協議会等の負担金の計上でございます。補助金としまして、中総体東北大会等の参加事業費補助金の計上でございます。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備に要します経費、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、学校図書支援員2名及び学習支援員3名の配置に要します賃金でございます。11節需用費につきましては、教材の消耗品代でございます。修繕料につきましては、教材備品等の修繕料でございます。12節役務費につきましては、電話料及び不要試薬廃棄手数料等でございます。

82ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、たいわっ子芸術文化鑑賞の際の生徒輸送のための車借上料でございます。18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費について計上いたしております。19節負担金補助及び交付

金につきましては、交付金としまして、学校・地域共学推進事業として各中学校へ交付を行うものでございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援学級生徒に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

11節需用費の主ものにつきましては、消耗品費は、砂、碎石代、修繕料は、学校施設の小破修繕料でございます。12節役務費につきましては、不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。13節委託料につきましては、学校施設等長寿命化計画策定、FF暖房機、小荷物専用昇降機、自家用電機工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AED借上料でございます。15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金事業によります大和中学校屋内運動場照明器具交換及び大和中学校トイレ洋式化に要します工事費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

それでは、引き続きまして82ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費でございます。生涯学習推進のための各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、協働教育、放課後子ども教室、成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

うち、文化行政推進事業におきましては、2020年に本町町制施行65周年を迎えますことから、それを記念しまして、国恩記を題材とした紙芝居の制作を行います。また、同じく記念といたしまして、町で所有いたします絵画の修繕を行い、紙芝居とあわせ2020年に皆さんにお披露目できるよう進めてまいりたいと考えております。その事業費も計上しております。

それでは、83ページをお願いいたします。

1節報酬につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。8節報償費、うち報償金につきましては、文化講演会、家庭教育、青少年教育等各種事業実施に伴

う講師への謝金、原阿佐緒賞受賞者賞金、選考委員への謝金並びに国恩記紙芝居制作に伴います監修者謝金等でございます。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズと青少年の部の図書カード購入費用でございます。9節旅費、うち費用弁償につきましては、社会教育委員の会議等に伴うもの、普通旅費は、職員の社会教育主事資格取得の講習等に要するもの、特別旅費は、各種事業実施に伴う講師交通費及び原阿佐緒賞選考委員・受賞者の交通費、宿泊費等でございます。11節需用費でございます。消耗品につきましては、一般事務及び各種事業での消耗品でございます。燃料費は、公用車ガソリン代等、食糧費は、会議時及び事業実施時等の茶菓代、印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種事業の活動記録等の印刷代でございます。光熱費、修繕料につきましては、民俗談話室にかかわるものでございます。また、修繕料には、町所有の絵画3点の修繕費用を計上いたしております。12節役務費でございます。通信運搬費につきましては、各種事業実施に伴います連絡切手代等、広告料は、原阿佐緒賞短歌募集のための「短歌」の月刊誌等への広告掲載料でございます。また、保険料といたしまして、社会教育施設の火災保険料、公用車の損害保険料、各事業の講師及び参加者の傷害保険料でございます。13節委託料につきましては、業務委託料として、国恩記紙芝居紙ベース及びデジタル化の委託料及び原阿佐緒記念館ほか3施設に係ります指定管理委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民俗談話室巡視清掃委託料を計上いたしております。14節使用料及び賃借料でございます。土地借上料は、民俗談話室敷地の借り上げにかかわるもの、機械借上料は、協働教育に係ります農機具等を借り上げるもの、車借上料は、本町会場となります少年の主張管内大会への宮床中生徒移動のためのバス借り上げほか各種事業実施のためのバス借り上げ等になります。

84ページをお願いいたします。

有料道路通行料、施設使用料につきましては、事業実施に伴います高速道路等通行料と自然の家等の使用にかかわるものでございます。15節工事請負費でございますが、宮床宝蔵、家紋広場、宮床歌の小径歌碑及び遊歩道橋修繕を行うものでございます。18節備品購入費につきましては、生涯学習事業での連絡用として携帯電話を購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金として、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議、社会教育主事資格取得受講料及びジュニアリーダー育成事業参加負担金でございます。補助金につきましては、町PTA連合会、健やかな子どもを育む町民会議、町ジュニアリーダー連絡協議会、子ども会育成会への補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 （阿部昭子君）

続きまして、2目公民館費でございます。公民館業務運営に係る経費でございます。公民館分館長会、それから青少年から成人、女性、高齢者までの教育事業、芸術文化推進事業、図書室の運営等に係る経費でございます。

1節報酬につきましては、公民館分館長41名の報酬でございます。

85ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、図書室のパート職員4名分の賃金でございます。8節報償費につきましては、報償金は、分館長の研修会、ふるさと体感隊、まほろば大学等の各種教室、各講座の講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼等でございます。賞賜金につきましては、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品代でございます。

9節旅費につきましては、分館長の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、一般事務消耗品費、まほろば大学等の各種事業での消耗品代、図書購入費、公用車のガソリン代、町民文化祭・成人式協力者昼食代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター印刷代及び公用車の整備代でございます。12節役務費につきましては、各種教室や講座の案内等の郵送料、電話料金、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料等でございます。13節委託料につきましては、町民文化祭での音響・照明操作業務委託等でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、図書システム借上料、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借上料と有料道路通行料でございます。また、会議研修会時の駐車料金でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会の負担金、そして町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金でございます。27節公課費につきましては、公用車の車検に伴う重量税でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

次に、3目文化財保護費でございます。文化財保護・普及と文化財の調査事業を行ってございます。

1節報酬につきましては、文化財保護委員5名分の報酬でございます。

86ページでございます。

7節賃金につきましては、作業員、嘱託調査員の賃金でございます。8節報償費、報償金につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの講師謝金でございます。9節旅費の費用弁償につきましては、文化財保護委員に係るもの、特別旅費は、郷土史講座講師の旅費でございます。11節需用費でございます。消耗品費といたしまして、一般事務用品、コピー代、発掘調査用品及び文化財整理用品等に要するもの、燃料費として、発掘調査用発電機のガソリン代、印刷製本費は、調査記録写真のプリント代、光熱水費は、信楽寺の電気水道代、修繕料は、発掘調査用機械の修繕に要するものでございます。12節役務費でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話使用料、郷土史講座及び文化財めぐりなどの連絡用郵送費、手数料につきましては、信楽寺の水道開栓手数料でございます。14節使用料及び賃借料でございます。うち、機械借上料につきましては、発掘調査に係りますバックホー、ダンプカー等の重機借上料、車借上料につきましては、郷土史講座の講師送迎用のタクシー代、文化財めぐりのバス借上料でございます。有料道路通行料につきましては、文化財めぐりの際の高速道路通行料でございます。15節工事請負費でございますが、これにつきましては文化財説明板の設置を予定してございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金として、全国民俗芸能保存振興市町村連盟、補助金として、町内文化財等保存会9団体への補助金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長（阿部昭子君）

続きまして、4目まほろばホール管理費でございます。まほろばホール施設管理運営に係る経費を計上したものでございます。

1節報酬につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬10名分でございます。7節賃金につきましては、まほろばホール窓口業務の事務員2名分の賃金でござ

います。9節旅費につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、一般事務消耗品費、それから消火器更新代、冷暖房用の燃料代、お茶代、電気水道の光熱水費等でございます。修繕料といたしましては、大ホールのピアノのオーバーホール代、音響室の空調機修繕、電気器具等の小破修繕等でございます。12節役務費につきましては、連絡用通信料、電話料、小ホールのピアノ調律手数料、建物火災、公用車及び施設賠償責任保険料等でございます。

87ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、舞台設備操作業務、総合管理業務、休日窓口業務、舞台照明や音響等の各種保守点検の施設設備管理委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDパッケージの借上料や電気料システム回線使用料等でございます。15節工事請負費につきましては、学習棟の西棟屋上防水工事、非常放送設備更新工事、照明制御設備更新工事、ホール等の壁面クロス張りかえ工事、小ホールの音響等工事でございます。18節備品購入につきましては、ブロードバンドルーター及び公用車の購入代でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、全国公立施設文化協会、黒川地区危険物安全協会、防火管理協会等の負担金と、大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営費に係ります経費について計上いたしております。

7節賃金につきましては、体育館巡視員の賃金でございます。11節需用費の主なものとしましては、消耗品として、砂、碎石代、草刈り用の燃料代、諸用紙の印刷代、施設の電気水道料等、修繕料につきましては、暖房機及び遊具の修繕料等でございます。12節役務費につきましては、飲料水水質検査等の手数料及び火災保険料、施設賠償保険料でございます。13節委託料につきましては、学校施設等長寿命化計画策定、体育館ウレタン塗装、業務員3名の業務委託、校庭管理の業務委託、設備の保守点検、警備委託等でございます。

88ページをお願いします。

14節使用料及び賃借料につきましては、AED借上料、テレビ受信料、清掃用具借上代でございます。15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター西側の湧水処理工事及び落合教育ふれあいセンター舗装修繕工事を行うものでございます。18節備品購入費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの図書室等の防災カーテンの購入及び吉田教育ふれあいセンターの草刈り機を購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得講習会受講料でございます。

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎施設の管理運営に要する経費について計上しております。

11節需用費の主なものとしましては、清掃用消耗品代、プロパンガスの燃料代、施設の電気水道料、小破修繕料でございます。12節役務費につきましては、電話料、くみ取り手数料、火災保険料等でございます。13節委託料につきましては、清掃及び管理の委託料の計上でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。スポーツの推進、町民のスポーツ活動への支援奨励と検証、スポーツ施設の管理を行うものでございます。

1節報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分及びスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。8節報償費の賞賜金につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。9節旅費でございます。費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員に係るもの、特別旅費は、スポーツ推進委員研修会に要するものでございます。11節需用費につきましては、消耗品費として、一般事務用品、コピー代及び日本ハンドボールリーグ開催時の参加チームへの記念品代等でございます。燃料費は、公用車のガソリン代、食糧費として、宮城ヘルシー大会参加選手への昼食代。89ページをお願いいたします。修繕料につきましては、公用車の車検整備費用等でございます。12節役務費につきましては、通信運搬費として、郵便切手等の郵送料、火災保険料、公用車の自動車損害保

険料、施設賠償保険料等を計上いたしております。13節委託料につきましては、業務委託料として、総合運動公園ほか体育施設の指定管理料及び大和町スポーツフェアの業務委託料を計上いたしております。測量設計施工管理委託につきましては、総合運動公園多目的広場の実施設計業務及びダイナヒルズ運動公園の多目的広場の改修測量設計業務委託費を計上いたしております。14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー大会参加料の車借上料、研修会参加時の有料道路通行料、備品借上料につきましては、町民マラソン大会時に無線機を借り上げるものでございます。15節工事請負費でございます。総合運動公園消防設備等の更新工事、同じく総合運動公園の換気格子の改修工事及びダイナヒルズ野球場の整備工事といたしまして、内野グラウンドの黒土の整備を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県スポーツ推進委員協議会への負担金、補助金として、大和町体育協会及び大和町スポーツ少年団に対する補助金でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目及び三ヶ内の各広場の管理を行うものでございます。

11節需用費につきましては、消耗品費として、広場の砂代等、光熱水費として、電気水道代、修繕料といたしまして、各施設の小破修繕に要する経費を計上いたしております。12節役務費につきましては、水道の開栓手数料、13節委託料につきましては、各広場の施設管理を各地区に委託、お願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、北目レクリエーション広場ののり面・側溝修繕工事を行うものでございます。

次に、3目の自転車競技場管理費でございます。宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行うものでございます。

13節委託料でございますが、体育施設指定管理者に管理業務の委託を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

次に、4目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上いたしております。

90ページにかけてご説明いたします。

1 節報酬並びに 9 節旅費につきましては、学校給食運営審議会開催に伴います委員の報酬及び費用弁償でございます。7 節賃金につきましては、給食センターの業務員賃金等でございます。11 節需用費の主なものにつきましては、消耗品として、児童生徒衛生管理用消耗品、児童生徒用白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、来客用お茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費でございます。12 節役務費につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振替手数料、火災保険料、自動車損害保険料等でございます。13 節委託料につきましては、学校給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設等長寿命化計画策定業務、調理室空調設備工事設計業務、給食センターの施設設備の維持管理、点検等の委託料でございます。14 節使用料及び賃借料につきましては、機械借上料として、食器洗浄器、食缶洗浄器、消毒保管庫、スチームコンベクション等の借り上げ、テレビ受信料、清掃用具借上料等を計上いたしております。15 節工事請負費につきましては、事務室及び休憩室のエアコン交換工事及び調理室の 2 槽シンク交換工事費でございます。18 節備品購入費につきましては、パン缶、学校用運搬車、配膳台及び保温食缶等の購入に要します経費でございます。19 節負担金補助及び交付金につきましては、91 ページにかけてご説明いたします。全国学校栄養士協議会県支部ほか 5 団体への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

次に、10 款災害復旧費の 1 項農林水産施設災害復旧費及び 2 項公共土木災害復旧費につきましては、予算科目の設定でございます。

どうぞよろしく願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

10款の文教施設災害復旧費は廃項でございます。

11款公債費につきましては、借り入れ先11の金融機関等への元金償還及び利子支払い額を計上してございます。

12款予備費につきましては、地方自治法217条の規定によりまして、前年同額1,000万円の計上としているものでございます。

一般会計につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

本日は、ここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

再開は、3月4日月曜日の午前10時です。

どうもお疲れさまでした。

午後4時06分 延 会